

平成30年第4回定例会

# 孺恋村議会会議録

平成30年6月5日 開会

平成30年6月15日 閉会

孺恋村議会

## 平成30年第4回嬭恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	5
○報告第2号の上程、説明、質疑	8
○報告第3号の上程、説明、質疑	9
○報告第4号の上程、説明、質疑	10
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	13
○議案審議について	15
○議案第30号の上程、説明	15
○議案第31号の上程、説明	16
○議案第32号の上程、説明	18
○議案第33号の上程、説明	18
○議案第34号の上程、説明	19
○議案第35号の上程、説明	20
○議案第36号の上程、説明	21
○議案第37号の上程、説明	21
○議案第30号の質疑、討論、採決	22
○議案第31号の質疑、討論、採決	23

○議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	2 3
○議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	2 4
○議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	2 7
○議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	2 7
○議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	2 8
○議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	2 9
○議員派遣の件について	3 1
○休会について	3 1
○散会の宣告	3 1

## 第 2 号 (6月15日)

○議事日程	3 3
○本日の会議に付した事件	3 3
○出席議員	3 3
○欠席議員	3 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 3
○事務局職員出席者	3 3
○開議の宣告	3 5
○議事日程の報告	3 5
○一般質問	3 5
黒 岩 忠 雄 君	3 5
土 屋 幸 雄 君	4 7
伊 藤 洋 子 君	5 6
佐 藤 鈴 江 君	6 4
大 野 克 美 君	7 4
○閉会中の継続審査申出について	8 2
○閉議及び閉会の宣告	8 2
○署名議員	8 3

平成30年第4回定例村議会

(第1号)

## 平成30年第4回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年6月5日(火)午前10時05分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 2号 平成29年度嬭恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 3号 平成29年度嬭恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 4号 専決処分の報告について(道路管理瑕疵(落石)による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 8 同意第 2号 嬭恋村教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第 9 議案第30号 平成30年度嬭恋村一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第31号 平成30年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第32号 嬭恋村税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第33号 工事請負契約の締結について(嬭恋村デジタル防災行政無線(同報系)整備工事)
- 日程第13 議案第34号 工事請負契約の締結について(村道芦生田袋倉線法面補修工事(B工区))
- 日程第14 議案第35号 物品購入について(除雪ドーザー)
- 日程第15 議案第36号 物品購入について(除雪ロータリー)
- 日程第16 議案第37号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言について
- 日程第17 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康治 君
税務課長	宮崎 貴 君	住民福祉課長	土屋 和久 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	横沢 貴博 君
観光商工課長	佐藤 幸光 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩 崇明	書 記	宮崎 剛
--------	-------	-----	------

開会 午前10時05分

**◎開会及び開議の宣告**

○議長（滝沢俣明君） おはようございます。

平成30年第4回婦恋村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、平成30年第4回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程の報告**

○議長（滝沢俣明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（滝沢俣明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、羽生田宗俊君、黒岩鹿二郎君を指名いたします。

---

**◎会期の決定**

○議長（滝沢俣明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの11日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、5月30日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 黒岩忠雄君登壇〕

○議会運営委員長（黒岩忠雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、第6回議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、5月30日に委員会を開催し、第4回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第4回議会定例会の会期は、6月5日から15日までの11日間とし、村内公共施設の視察を6月11日に実施することにいたしました。一般質問の通告期限は6月11日正午までと決定いたしました。

提出予定議案は、一般会計補正予算など8件、報告3件、同意1件が予定をされております。

次に、当局から全員協議会で懸案事項などについての説明、協議を行いたいとの申し出があり、初日議会終了後に行うことに決まりました。

委員会の開催について、産業建設常任委員会は12日の午前10時から開催し、午前11時から総務文教常任委員会、村創生対策特別委員会は同日の午後1時から開催することとし、特別委員会終了後、議員懇談会を開催することに決まりました。

そのほか、協議事項として委員長報告に対する本会議での質疑について協議をし、同じ委員会の委員は本会議での質疑はしないということを確認しました。

なお、請願書等の提出はございませんでした。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書3月から5月分を受理しましたので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに3月定例会以降の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ◎行政報告

○議長（滝沢俣明君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 6月定例会に当たりまして行政報告をさせていただきます。

現在、通常国会中でございます。重要案件を6月20日までが会期ということになっておるようでございますが、会期延長の話もございまして、しっかりとした骨太方針をつくっていただきたいと思っております。また、高齢化対策についても議論が深まらないという状況が続いておるようございますが、国会のほうでもしっかりと議論をしていただけたらと思っております。

村内の情勢でございますが、いよいよ第1次産業、キャベツ、順調に生育をしておるといふふうに確認をしております。現在では5割強が植え込みが終わってきたといふふうに聞いております。5月23日、松井田で350ケース、村内では6月3日、今井で45ケースを皮切りにはぼちぼちでございますが、キャベツの出荷が始まってきております。今までの単価ですとご祝儀ということもあるようございますが、1,400円平均ということのようございます。

また、第1次産業につきましては、外国人の研修生、この件を農協さんとも話しまして、ぜひともいい形で来年度に向かって受け入れ体制をしっかりと組んでまいりたいという話で進めております。

5月末現在の人口でございますが、9,899人、先月の前が9,670人ということで、現在、農業研修生が245名村内に入っております。その他外国人については21カ国391名、これが5月31日現在でございます。391名入っておるわけですけれども、この中には、今言いました245人の外国人研修生のほかの方も、まだほかにはいるといふふうに思っております。今後においても、今月においても、研修生が入ってくるという状況になっておると聞いておる

ところでございます。いずれにいたしましても、来年度に向かって、骨太方針でも国のほうも規制緩和という話がございますので、しっかり対応できるようにしてまいりたいと考えております。

第2次産業でございますが、既に入札を5回、20件行っております。金額ベースで税込みでございますが、8億8,000万円ほどの入札を実施いたしました。前年がこの時期が2億3,000万円ということでございましたので、対前年よりもふえておるという状況でございます。第2次産業も、村内の仕事をしっかりしていただきたいと、こんなふう考えているところでございます。

このほかに国・県の直轄事業等もあるわけでございます。

第3次産業の関係でございますが、まず万座温泉の関係でございますが、1月23日、白根山噴火以降、風評被害の関係があるということでございます。県とも協議をさせてもらって、お願いもしてまいりましたが、群馬県のぐんまちゃん家の東京事務所の所長さん等もご指導いただきまして、東京で旅行読売、スポーツニッポン、観光経済新聞、旅の手帖等に万座温泉を記載してもらおうと、夏休み前に雑誌社等に載っていただくということで進めております。既に2社はいろんな形でPRにご指導いただいております。いずれにいたしましても対前年で万座温泉、非常にここへ来て厳しいという状況がございますので、しっかりとまた対応させてもらいたいと思っております。

その他につきましては、ゴールデンウィークについては、対前年でほぼ平行線に来ておるんですけども、シャクナゲ園の関係でございますが、28年度が4,400人、29年度が推計で6,200人、40%ふえたという状況がございました。ことしでございますけれども、陽気が非常に暖かいということで、しゃくなげまつりが始まるころにはもう満開になっていたという状況もございまして、推計でございますけれども、前年から比べるとお客様が約半分に減ったというふうに聞いておるところでございます。今後、いずれにいたしましても夏休みシーズンを迎えます。村内各観光地、しっかりとまたみんなで力を合わせて第3次産業、観光産業の振興に努めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

国・県の関係でございますけれども、もろもろの箇所、地域活性化交付金等の確定、交付金の事業がもろもろ固まってきておるところでございます。上信自動車道につきましては、30年度につきましては54億円ということでございます。国の直轄分が24億円ございますので、両方合わせますと78億円という予算がついております。今まで最高の金額が現在ついておりますが、八ッ場ダムが435億円ということでございます。来年度、八ッ場ダムも完成と

いうことでございますので、それにあわせて急ピッチで上信道のかかわりのあるところも国のほうも予算を投入してきていただいておりますという状況でございます。今後におきましても、整備区間の嬭恋村内の格上げ、あるいは長野における整備区間の格上げ等もしっかりお願いをしていく時期に来ておると思っておりますのでございます。

直轄の関係で利根砂防でございますが、全体、村内では約14億8,000万円ほどでございます。浅間山の減災・防災、それから須原地区が始まるという状況になってきております。

また、中之条土木関係でございますけれども、国庫補助事業、県単事業合わせまして38カ所が固まってまいりました。特にその中でもこの役場前の国道関係で、前年の分も入れまして、ざっくりですが3億円でございます。中之条土木では合計で38カ所、県単事業25カ所を含めて38カ所ということでございます。特に大笹北軽井沢線でございますが、用地買収は相当進んできております。その中でやっとなカーブのきつい1130付近のカーブのところにつきましては、キャベツの出荷が終われば即工事をするというような段取りで現在進めていただいております。用地買収はいずれにいたしましても相当進んできておりますので、時期を見てしっかりと整備をしていただけるようお願いをしております、こんなふうに思っております。

今年度の村内の諸事業につきましては、各課重点項目ということでございまして、全員協議会のほうにおきまして、各課の重点項目について、各課長のほうからまたご説明を申し上げます、進捗状況等についてはご説明をさせていただけたらと思っております。

3月以降の主な行事でございますけれども、まず4月28日に浅間牧場が一部、観光の振興のためということで遊歩道の整備、売店の整備、それから牛を見せる牧場の整備ということで、県のほうにもご指導いただいて新たにリニューアルオープンということで、オープニングを行いました。今後もあの周辺で砂塚、太平洋クラブ、カイリカキということで、嬭恋の土地が261ヘクタールございますので、連携をしながら800ヘクタールの浅間牧場と近隣を含めた活性化ということで位置づけられておりますので、しっかりとお願いもし、また村の発展のために県のほうにもお願いすべきことをしっかりとお願いしてまいりたい、こう思っております。

もう一点でございますが、5月12日に万座自然情報館が環境省の直轄事業ということでオープニング式典を開催させていただきました。環境大臣政務官、笹川博義先生にもお越しいただき、また本省からは自然環境整備課長さん、課長補佐さん等もご参加をいただき、オープニングのセレモニーをさせていただきました。草津町及び旧六合村が含まれる中之条町の

町長さんもお参加いただき、今後のあり方等についても協議をさせていただいたところがございます。

稜線トレイルのほうが県のほうが重点的にやっていくという方針でございますので、万座についてはその稜線トレイルの関係もあるということでもあります。あわせて、万座温泉観光協会の事務方もそこに入ることでございます。ぜひとも観光の振興のためにも新しい施設をしっかりと利活用をしてPRに努めていけたらと考えておるところでございます。

その他の行事につきましては、ホームページで出ておりますので、ホームページをご確認いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

今後の予定でございますけれども、主なものにつきましてご報告させていただきますが、6月9日、10日、全日本ラリー、JAF公認の日本ラリーということでございます。

7月10日がキャベツマラソンということでございます。

7月28日がつまごい祭りということでございます。

9月2日はキャベツヒルクライム、9月9日がキャベチューというような予定になっておるところでございます。

今後、4月、5月と本年度の予算の執行も現在力を合わせて今取り組んでおりますので、今後今年度の予算がしっかりと執行できますよう取り組んでまいりたい、また、議会の皆様方のご意見も聞きながら努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第5、報告第2号 平成29年度婦恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第2号の提案理由を説明させていただきます。

平成29年度孺恋村一般会計予算繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細については、それぞれ担当課長から説明をさせます。慎重審議、ご指導をいただきまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、報告第2号 平成29年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明をいたします。

次のページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、3月定例会でご承認いただきました各事業ごとの繰越額、財源内訳になります。

第2款総務費から第11款災害給付費までの全14事業で繰越額の総額が5億7,057万6,580円となりまして、財源内訳ですが、国庫支出金2億4,845万8,867円、地方債が8,900万円、その他特定財源としまして1,287万5,000円、一般財源が2億2,024万2,713円となっております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第2号 平成29年度孺恋村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢俣明君） 日程第6、報告第3号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第3号の提案理由の説明をさせていただきます。

平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製、報告するものでございます。

詳細につきまして、それぞれ担当課長から説明をさせます。よろしくご審議いただき、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 熊川武彦君登壇〕

○上下水道課長（熊川武彦君） 報告第3号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

平成30年の3月議会におきまして繰越明許を計上させていただきました。

平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書をごらんください。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、事業名、一般管理費でございまして、1,127万円を繰り越すものでございます。内訳につきましては、簡易水道事業補助金といたしまして530万円、経営戦略支援業務委託金としまして597万円を繰り越すものでございます。財源としましては一般財源となります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第3号 平成29年度孺恋村簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

#### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（滝沢倅明君） 日程第7、報告第4号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵（落

石)による損害賠償事故に係る和解及び損害額の決定について)を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長(熊川 栄君) 報告第4号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において専決処分することができる事項の指定(昭和60年議決)第2号(1件50万円以下の損害賠償の和解、額の決定)に基づきまして、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細は、担当課長より説明させていただきます。

○議長(滝沢倅明君) 総務課長。

[総務課長 松本 源君登壇]

○総務課長(松本 源君) それでは、裏のページの中ほどの専決処分内容について説明をさせていただきます。

平成30年3月15日、冬季間通行どめ路線となっていました村道万座温泉口石津鉦山線、今井地内におきまして、草津町の孀恋村内勤務の方が落石により車両を破損させ、損害額44万8,600円で過失割合10対90によりまして、損害額のうち4万4,860円を村の加入する損害保険会社より相手方に支払うことで、平成30年5月10日に和解となりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(滝沢倅明君) 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番(伊藤洋子君) 今の説明で、議会運営委員会に出席していなかったらわかりにくかったと思うんですけども、その辺についてもう少しこう、通行どめのところだったとかという話とか、それから議会運営委員会の中で今後はどう対応していくかみたいなものも当局に検討を求めたりしたわけですけども、その点についてとか、やっぱり報告と反省と、それから今後に向けてということで、説明をしていただいたほうがいいかなと思うんですけども、よろしくお願いいたします。

○議長(滝沢倅明君) 建設課長。

[建設課長 宮崎芳弥君登壇]

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

この事故なんですけれども、冬季の通行どめをしていた石津から嬭恋高原のゴルフ場へ抜ける道路なんですけれども、そのところに車両が進入して、たまたまそこに落ちていた石の上に乗上げて事故になったというような状況です。議会運営委員会のほうで、どうしてびったりとめられないんですかというような質問が出たと総務課長のほうから伺っているんですけれども、どうしても冬季に通行どめになっていても、山の持ち主の住民の方とか猟友会の方々ですかね、駆除していただいている方々とかがどうしても入るものですから、びったりにはちょっと今とめられないようなのが状況なんです。それで、前びったりとめたこともあったんですけれども、そうするとどうしてもそのところが壊されて、中に入られてしまって、看板とかも倒れるような状態で、余計ちょっと危険なものですから、今はそういう形で、少し車が通れるというか、どかせば通れるような形で管理をさせてもらっているんですけれども。

これからはですね、もう少し通行どめの箇所だからといっておろそかにすることなく、パトロール等をしっかり行って対処させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 今、建設課長より説明がございました。通行どめに冬期間するということとございますので、そこに看板のところにも、嬭恋村は冬期間は通行どめと書いて標識は出していると思うんですけれども、そこにもし通ったとしても責任は持たないとかそういう注意書きの看板もある程度私は必要じゃないかと思えますけれども。そうすれば、うたっておけば、自己責任ということもあると思うんですけれども、その辺のことをちょっとお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 土屋議員の質問にお答えさせていただきます。

その看板で責任がなくなるかというのはちょっとわからないんですけれども、そういう形で対処をさせていただくような形で検討したいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 今、するということとございますので、前向きにそういうことは、や

っぱりできることはしていったほうがいいと思うんで、よろしくをお願いします。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第4号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵（落石）による損害賠償事故に係る和解及び損害額の決定について）を終わります。

---

### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢俣明君） 日程第8、同意第2号 婦恋村教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第2号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

婦恋村教育委員会教育長の任期が平成30年6月30日に満了となります。後任といたしまして、地田功一様を教育長に任命したいということで提案でございます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育委員会教育長として任命するものでございます。

今回提案させていただきます地田功一様におかれましては、婦恋村立東部小学校長、婦恋中学校長など、長きにわたり教育行政においてご尽力を賜っておりました。また、教育事務所での勤務経験もあることから、教育行政のみならず一般行政にも精通していることから、本村教育長に適切な方と考えられますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして提案をさせていただきます。議会の同意を求めるところでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 今、村長からの説明では、地田様においては、校長先生も担当したり、行政事務所にもいらっしやったということでは信頼できるかなという思いはあるので、そちらは関係ないというか、承知したんですけれども、ただ、今後の役場体制として、聞くところによると、村長はまた外の役を2つふえたというのをちょっと耳に挟んだんですけれども。今現在、副村長もいなく、なかなか村長も外に出ているという中で、村内の行政は、やっぱり役場内で精通している方が1人いなくなるということでは、かなり大変かなという思いがあるんですけれども、2点お聞きしたいんですけれども、そういう意味で、今後の役場体制として、村長としてはどのように考えて役場内をきちんと、総務課長を筆頭に、それで教育長、教育長は特別職ですから、そことのタイアップでどのように進めていくかというのが今までも村長に対しては議会から結構出ていたわけですよ。そういう村内を、役場内をまとめるようにというので。その辺をどう考えていらっしやるのかということと、それから、現在の教育長と、今度なられる方との中で、私は3月議会でしたか、副村長の任命のときに、人の気持ちを踏みにじるような、そういうことはしないでほしいということを行いましたけれども、その辺の人の気持ちに対しての配慮は今回このお二方にはちゃんと十分されてくれたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

内政をどうするかということでございますが、担当課長を中心といたしまして、しっかりと課長会議を議論もし、しっかりと一般会計、特別会計、お決めいただいたものについて110億円ございますが、組織一丸となつてできる体制をしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目、両教育長の人の気持ちというお話でございました。十二分にお話をさせてもらった中で進めておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢倅明君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎議案審議について

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。本日提出されました日程第9、議案第30号から日程第16、議案第37号までの各議案につきまして、まず提案説明までさせていただき、全員協議会での詳細説明の上、その後、各議案の審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第37号までは、全員協議会での詳細説明の後、議案審議を行うことにいたします。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明

○議長（滝沢倅明君） 日程第9、議案第30号 平成30年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第30号の提案理由を説明させていただきます。

平成30年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）の提案理由となります。

歳入歳出それぞれ1,722万8,000円を追加し、歳入歳出総額76億5,922万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、有害鳥獣対策協議会に対する国庫補助金が減額となった分を村で補填するためのものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、私からの提案説明とさせていただきます。

なお、補正予算詳細については、担当課長から説明させます。慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） それでは、議案第30号 平成30年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）の詳細説明をいたします。

平成30年度孺恋村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,722万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億5,922万8,000円といたします。

内訳につきましても、5ページからお願いをいたします。

まず、歳入でございますが、第16款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額747万5,000円、有害鳥獣対策費補助金になります。

次に、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額975万3,000円となります。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出になりますが、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額61万6,000円、こちら国保特別会計繰出金になります。

続いて、第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業振興費、補正額1,661万2,000円、こちらは有害鳥獣対策事業、小規模農林対策整備事業、県民参加型の補助金になります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第31号の上程、説明

○議長（滝沢倅明君） 日程第10、議案第31号 平成30年度孺恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第31号の提案理由を説明させていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明となります。

まず、事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、総額を15億5,113万6,000円とするものでございます。

直診勘定につきましては、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、総額を3,891万6,000円とするものでございます。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。

なお、補正予算詳細については、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君 登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 議案第31号 平成30年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

第1条において、事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,113万6,000円とし、直営診療施設勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,891万6,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。

事業勘定の歳入についてですけれども、第4款県支出金、第1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金21万6,000円の増額でございます。特別調整交付金という形になります。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第3節事務費等繰入金21万6,000円の計上でございます。

続きまして、次の6ページをごらんください。

歳出ですけれども、第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、13節委託料で43万2,000円の増額とさせていただいております。この内容につきましては、8月から施行、適用されます国民健康保険の被保険者の70歳から74歳の方々の高額医療に係る自己負担限度額についてのシステムの改修費用、当初システム会社のほうから示されていなかったものが示されましたので、この8月の適用に間に合うように今回計上させていただくものでございます。システムの改修委託でございます。

続きまして、直診の施設勘定でございます。

ページをめくっていただきまして、11ページをごらんください。

歳入でございますけれども、第8款繰入金、第1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金40万円でございます。

続いて、次の12ページをごらんください。

歳出でございますけれども、第1款総務費、第1項施設管理費、1目一般管理費、11節需用費として40万円の計上でございます。こちらにつきましては、医師住宅のサッシの入れかえ、先生の要望によりまして、サッシの入れかえをする必要がございます、その費用は当初計上予算では間に合わないため、増額という形でさせていただくものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

---

#### ◎議案第32号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第11、議案第32号 婦恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第32号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等の公布に伴いまして、婦恋村税条例との整合性を持たせるため、本条例の一部を改正するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 税務課長。

〔発言する者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 詳細説明はなしということです。

---

#### ◎議案第33号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 続いて、日程第12、議案第33号 工事請負契約の締結について（婦

恋村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第33号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

詳細について、担当課長より説明をさせます。よろしくご指導お願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 議案第33号 工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

婦恋村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事について、契約金額5億5,229万400円でパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関越社と契約締結するものでございます。

裏のページを見ていただきたいと思います。

入札結果になっております。

こちらにつきましては、希望制指名競争入札によりまして、同額の場合については第1次審査の結果により落札者を決定するということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第12、議案第34号 工事請負契約の締結について（村道芦生田袋倉線法面補修工事（B工区））を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第34号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせます。よろしくご指導いただきますようお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第34号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

工事名ですが、平成30年度村道芦生田袋倉線法面補修工事（B工区）でございます。

契約金額ですが、6,912万円でございます。

契約相手は、上坂建設株式会社です。

裏側に入札の経過が載っていますので、参考として見ていただければと思います。お願いします。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第14、議案第35号 物品購入について（除雪ドーザー）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第35号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第3条の規定により、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（滝沢俣明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第35号 物品購入について（除雪機）について説明をさせていただきます。

取得する品名ですけれども、除雪ドーザー11トン級1台、契約金額1,971万円、契約相手、日本キャタピラー合同会社小諸営業所になります。

入札の経緯が裏面にありますので、参考にしていただければと思います。よろしくお願ひします。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第15、議案第36号 物品購入について（除雪ロータリー）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第36号の提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例第12号）第3条の規定により、本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝沢俣明君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 議案第36号 物品購入について説明をさせていただきます。

取得する品名ですけれども、ロータリー除雪車2.6メートル級1台でございます。

契約金額4,557万6,000円でございます。

契約相手、株式会社ジョーシン・シャックスでございます。

入札の経緯が裏側にありますので、参考として見ていただければと思います。よろしくお願ひします。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明

○議長（滝沢俣明君） 日程第16、議案第37号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言

について、本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 孺恋村の主要産業であります農業と観光は、いずれも豊かな美しい自然が基盤であります。その基盤となる自然を守るために、次のとおり廃棄物持ち込みを認めないむらを宣言するものでございます。

慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 議案第30号から議案第37号まで提案説明が終わりましたので、休憩をいたします。

全員協議会を11時5分から行います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午後 1時10分

○議長（滝沢俣明君） 再開いたします。

---

#### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 議案第30号から議案第37号まで詳細説明が終わりましたので、各議案について順次質疑、討論、採決を行います。

議案第30号 孺恋村一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 続いて、議案第31号 平成30年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 続いて、議案第32号 嬭恋村税条例の一部改正について、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 続いて、議案第33号 工事請負契約の締結について（婦恋村デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）について、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 先ほど全員協議会でも質問させていただきましたけれども、今回の件は名のないお手紙が来て、私自身はこの工事に対してどう対応したらいいかという随分悩みましたけれども、そういった点で見える形にしたいと思って質問をするんですけども、この工事にそういう名なしの手紙が来たことに対する当局が行った対応を順を追って説明していただきたいということ、その1点だけちゃんと公開できるように説明を願いたいと思います。それだけです。

○議長（滝沢俣明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

本工事に関しての談合情報の対応に対してどのような処理をしたかということに対して答弁をさせていただきます。

議会側へこういった通知がですね、3種類の通知が来たかと思われま。そこで、5月17日に滝沢議長から談合情報報告書ということで担当課長、私のところに提出をしていただきました。これにつきましては、村の規定がございまして、談合情報対応規定というのが村にはございます。それに基づいた処理をさせていただいたということになります。

この処理に基づいて行ったんですが、先ほども答弁させていただきましたが、どなたかということが明確でなく、そういった事情を詳しい調査ができなかったということがまず第1点に上げられるんですが、そういった場合については、そのまま入札執行しても構わないんですけれども、一応規定の中では、対象者に対して事情聴取をします。その結果、問題がないことが認められた場合には誓約書をとるとということが定義づけられております。

本件については、群馬県の市町村課、また契約検査課、それと中之条土木事務所の総務係というようなことで、対応の方法も伺った中で、このような処理をさせていただきました。

23日に関係各者呼んで、村の入札審査会にかけて調査員を指名した中で、事情聴取を行いました。その結果、そういったことはないということが確認され、全ての業者のほうから誓約書を提出していただいております。

その結果を再度、5月23日に入札審査会を開催させていただき、その旨の報告をさせていただきます、入札審査会の中で入札執行を予定どおり行うということに決して本日を迎えたわけでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 誓約書の中身を先ほどの説明では、こういった疑われる件は一切ないということが1点と、もしあった場合は、この工期が途中で終わるといったことがあったけれども、それは業者さんに対しての制約だけれども、例えばこれが逆にもしあった場合、当局とか議会とかのそういう責任、業者には、もしそういうことがあったら工事がとまるという誓約書に書いてもらったというのがあるけれども、もしそんなことがあった場合は、やっぱり村当局等の責任問題も発するのかなと思うんですけれども。そこら辺は、誓約書を出させた当局だから、ないと信じていいのかもしれないけれども、そういう点はどうなるのでしょうかということが質問ですけれども。

○議長（滝沢俣明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 伊藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

業者側に対しては誓約書によって処理をさせていただいたと。では、当局側はどうなんだというご質問かと思いますが、これに関しては、村の規定がございます。この規定については、国・県、そういったものを参考にさせていただいて規定をつくったものでございます。その規定どおりに処理をしたということで、私どもに対しては、この件については事情聴取をするということが義務づけ、最大にやって義務づけられたことだと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかに。

大久保さん。

○9番（大久保 守君） 1点お願いしたいんですけども、先ほど全協で子機の話が出たんですけども、この工事内容の中に子機が入っているのかどうか、1点と、最後は、入っていないけれどももちろん販売するんでしょうけれども、入っているとすれば、前も話をしたことがあるんですけども、企業者に子機が当時配布されなかったんですね。個人のお宅にはみんな配布したんですけども、たしか企業者には配布がなかったんで、その点を配布するようになればですね、していただきたいというのが1つの要望なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 大久保議員のご質問に答弁させていただきます。

戸別受信機ということでよろしいでしょうか。

こちらについては、今のところ4,000台を確保するような設計内容になっております。必要に応じて、それを増減していく予定になっております。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質問ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） それでは、ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 続いて、議案第34号 工事請負契約の締結について（村道芦生田袋倉線法面補修工事（B工区））について、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 続いて、議案第35号 物品購入について（除雪ドーザー）について、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢俣明君） 続いて、議案第36号 物品購入について（除雪ロータリー）について、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 続いて、議案第37号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言について、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） この宣言についてですけれども、これはこう宣言したということは、いろいろなところに発信する気持ちもあるのかと思いますけれども、具体的にはどのような形で発信をしようとしているのかを聞きたいと思います。例えば孀恋村をきれいにする条例で宣言じゃない、半出来のところに出ているああいう看板みたいなものも立てるのか、ネット上で発信するのか、つまごい広報等でやるのか、それとか県とかそういう他のいろんなところに発信するのか。その点について村の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） とりあえず広報では明確に一応掲載をさせてもらいたいと思っております。看板みたいなものをつくって書くのかどうかというご指摘でございましたが、そこまでは今現在では考えておりません。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

松本幸君。

○4番（松本 幸君） 私は、賛成のほうの立場から討論させていただきます。

この件は、前回の3月議会のときのJA孀恋と反対のグループの請願でありました。この請願に書かれていたように、やっぱり村長が公言した、それはそれでありがたいと受けとめているわけですが、それを後世に伝えるため、何かの文章にしておいたほうがより今後の次世代のための何ていいますか、安心安全の村づくりというものが、次世代のためにもわかりやすくなるだろうということで、この文面に、何かの文面で、文章としてお願いしますというような請願でございました。

そのとおりの当局からのこの文章であらわれてきたわけですが、この文章

ということで、先ほども言いましたように執行部側とこの議会側、同じ立場になってこういう協議をしたんだなというものが文章に残るということは次世代のためにも効力があると私は考えます。

以上を賛成討論として、お願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ございませんか。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、村長が述べました言葉を当局の気持ち、そして、議会もこれがもし通れば、廃棄物の持ち込みを認めない宣言ということでございますので、村民には双方の議会、当局が一致した考えであることを本当に認めて、これはもらえる宣言だと思います。村民がこれであれば本当にわかりやすくなると思うんで、賛成の立場として討論しました。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私も賛成の立場なんですけれども、より村長に今後ともこの提案理由に述べられた言葉を真摯に受けとめて実行していただきたいという思いをお話ししたいと思います。それは、農業と観光ということで、観光面でも豊かで美しい自然は本当に大事な財産となっておりますので、この孺恋村の豊かで美しい自然を守るというのを今回のこの廃棄物問題だけではなく、自然環境を守るとか、それを生かした観光をすとか、そういった点に当局全体で取り組んでほしいという補強の意味も込めて賛成といたします。よろしく願いします。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢俣明君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

### ◎議員派遣の件について

○議長（滝沢倅明君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について、変更が生じた場合は本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣については、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

---

### ◎休会について

○議長（滝沢倅明君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により14日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、あすから14日まで休会することに決定しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（滝沢倅明君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時29分

平成30年第4回定例村議会

(第2号)

## 平成30年第4回婦恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成30年6月15日(金)午前10時02分開議

日程第1 一般質問

日程第2 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
3番	唐澤 弘 君	4番	松本 幸 君
5番	滝沢 俣明 君	6番	黒岩 忠雄 君
7番	熊川 一 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	黒岩 優行 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康治 君
税務課長	宮崎 貴 君	住民福祉課長	土屋 和久 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	横沢 貴博 君
観光商工課長	佐藤 幸光 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

---

### 事務局職員出席者

議会議務局長 黒岩 崇明 書 記 宮崎 剛

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（滝沢俣明君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

嬭恋高校の皆さん、傍聴、大変ご苦労さまです。

本日は、嬭恋高校の生徒さん31名が議会を傍聴されます。傍聴される生徒さんの入れかえのため、会議途中で休憩しますので、ご協力をお願いいたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（滝沢俣明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎一般質問

○議長（滝沢俣明君） 日程第1、一般質問を行います。

黒岩忠雄君外4名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

---

◇ 黒 岩 忠 雄 君

○議長（滝沢俣明君） 初めに、黒岩忠雄君の一般質問を許可します。

黒岩忠雄君。

〔6番 黒岩忠雄君登壇〕

○6番（黒岩忠雄君） おはようございます。

高校生の皆さん、きょうは傍聴大変ご苦労さまでございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

ます。

まず最初に、公共交通対策デマンドタクシーについてということで、このたびは無料村民バスの廃止に伴い、おでかけタクシー制度として、997万7,000円の予算を投入して実施することとなりました。

施策としては大変よいことだと思っております。しかし、結果がいまいちよくない事案が起きているということでございます。

まず、事案1として、タクシー券を買ったがタクシーが使えない。村にお金を預けているだけだと。今、タクシーが使えないので免許返納ができない。3番、タクシー券を買っても使えないから購入をしない。4番、いっそこんなことはやめたらどうか。5番、隣人を頼んで病院に行っている。6番、いつ電話をしても、やれ万座だ、草津だというようなお話でございました。

いろいろな苦情等が多々ありますけれども、やはり主役である住民からこういった苦情がゼロになる対策が望まれるが、当局はどう対処するのか伺いたい。

2番目といたしまして、要介護高齢者について。

現在、65歳以上のうち介護が必要になる人が、2025年度には全国で今より約141万ふえて、770万人になると言われております。2025年は、団塊の世代が全員75歳以上になり、社会保障費の増大、介護保険も要介護者数の増加で費用がかさみ、財源確保が難しく、サービス整備への人員確保も最重要課題である。要介護認定を受けた人は平成17年12月現在、629万人。群馬県でも、2025年度は11万8,300人増となります。嬭恋村では、2025年度問題は大丈夫なのか。そこで3点お聞きしたいと思います。

まず、1番として、嬭恋村では要介護認定者数はどのぐらいの数字になるのか。

2番、サービスの整備に携わる担い手不足は安定をしていて、大丈夫なのですか。

3番、私たちも2025年には間違いなく要介護認定を受けると思います。安心して介護が受けられるのか。

以上の3点について、明確な答弁をお願いいたします。

次に、観光振興について。

熊川村長は挨拶のとき、いつも決まって、嬭恋村は農業と観光の村であると、皆の前で胸を張って言っております。本当に村の観光を考えて言っているのか。

私は、中之条町の観光に取り組む熱意ある姿勢を見に行ってきました。最初に、チャツボミゴケ公園に行きました。開園7年目だと言っていました。平成29年2月、国の天然記念物

の指定を受け、本州では六合だけだということです。昨年の入園者は7万人、一昨年は5万5,000人ぐらいだということです。アクセスはよいとは言えませんが、全国的に有名になればすごいことだと痛感をいたしました。

次に、旧花の駅美野原、現中之条ガーデンズに行きました。上毛新聞で紹介されたスパイラルガーデンが見たくて行ってきました。大きな円形のガーデンで、花の数が多く、素晴らしいガーデンでした。総工費約2,500万円、3カ月かかったそうです。開園7年目だそうですけれども、何事も先行投資を惜しまず、真摯に調査研究して実現に向けて行動すれば、嬭恋村の将来の観光振興も夢ではありません。

ここで、皆さんに写真でチャツボミゴケとスパイラルガーデンを見ていただきます。

これが嬭恋村浦倉鉾山跡のチャツボミゴケでございます。六合しかないとはいっても、嬭恋村にも実際1カ所群生しているところがあるんですね。これが嬭恋村のチャツボミゴケです。これが中之条町のチャツボミゴケ公園の写真です。皆さん、見ていかがですか。嬭恋村もかなり素晴らしいものがあると思いますね。

次に、これが中之条のスパイラルガーデン、これはリニューアルオープンということで上毛新聞に出していただいて、それで私も見に行ってきたんです。非常に素晴らしいものでございます。

そこで、村長に質問ですが、まず1点目、浅間山の遊歩道はどうなっているのか。村長の就任時に視察に行ったが、その後の進捗状況はどうか。12年も歳月がたっているが、詳細な答弁をお願いします。

私は、平成20年9月定例議会において、こん丸山の活用について一般質問をしています。あれから10年、歳月のたつのは早いものである。何もしなければ変化はありません。改めて質問をしよう。こん丸山を整備して平らにして、中之条ガーデンズのようにスパイラルガーデンのようなこういう素晴らしいものをつくって、花をメインの観光施設を立ち上げ、誘客を図ったらどうか。

3番目として、チャツボミゴケは、本州では六合だけではありません。嬭恋村にも立派な群生地があります。調査研究をして国の天然記念物も取得し、素晴らしい観光施設として、全国から大勢の観光客が訪れる名物地域になるよう真剣に取り組んでいただきたいと思えます。危機感を持って、よろしく願いいたします。

4番として、四阿山の的岩について。

上田市教育委員会がかなり詳細に立ち看板で説明をしております。上田は上田、嬭恋は嬭

恋。嬭恋村でも調査研究してよく調べ、立派な立て看板を立てて、嬭恋村独自の岩として皆様に紹介していただきたい、このように思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（滝沢倣明君） 黒岩忠雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 嬭恋高校の生徒の皆さん、傍聴大変ご苦勞さまでございます。

黒岩忠雄議員のご質問にお答をさせていただきます。

質問の大きな枠は、3つございました。第1点目が公共交通対策のデマンドタクシーについてでございました。2番目は、高齢化社会に向かひまして、要介護高齢者についてのご質問でございました。3点目が観光振興についてでございました。

私のほうからは、観光振興につかひまして答弁をさせていただきます。また、議員の質問の相手方ということで、公共交通等については総合政策課長、要介護高齢者については住民福祉課長に答弁を求めておりますので、担当課長よりお答をさせていただきたいと思ひます。

それでは、私宛てに質問をいただきました観光振興についてお答をさせていただきます。

第1点目でございますが、浅間山遊歩道の進捗状況はどうかというご質問でございました。

浅間山の北面における新ルートの検討は、平成24年から始めております。その後、ルートの検討を進め、平成26年にジオパークや浅間高原観光協会の皆様に踏査、捜査をしていただきました。関係者の賛同が得られたことによりまして、平成28年にシャクナゲ園の東園地から970メートルについて、新たなルートを開設したところでございます。残りの区間については既存ルートになりますので、枝払い程度の簡単な作業を行うことで、物理的には山頂方面に行くことができるようになるところでございます。

しかしながら、現時点では環境省との調整が済んでいないことや、現在、噴火警戒レベルが2でありまして、火口周辺規制ということで、おおむね2キロメートル圏内に立ち入ることができない状況でございます。

この新ルートの整備には、環境省が定めております国立公園計画の一部を変更していただく必要があるため、現在協議を進めているところでございます。また、長野原町の町営浅間園からの既存ルートについても、浅間山北麓ジオパークの活動の一環として、連携しながら進めていくことになっております。また進展がございましたらご報告をさせていただきたい

と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

第2点目のご質問でございます。

こん丸山の活用についてでございますが、平成20年9月定例会での黒岩議員の一般質問に對しましては、当時は財政難であり、村が事業主体で開発するのが難しいということと、まとまった土地であるため、中長期的なプランをつくって進めたいというような趣旨の答弁をさせていただいたところでございます。

あれから10年が経過したわけでございますが、財政面については、油断はできませんが、以前より改善をしてきております。黒岩議員が提案されている花をメインとした観光施設もよい考えであると思います。また、現地は小高い丘の形をしておりますので、支障木等を伐採して展望台を設置すれば、360度、浅間山、四阿山、白根山、浅間隠などが眺められる展望台を兼ねた公園として、新たな名所にできるかもしれません。

いずれにいたしましても、細原地区の皆様や隣接の地権者の理解が得られるようであれば具体的に検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

第3点目、チャツボミゴケの調査研究と観光利用についてでございます。

黒岩議員の言われるように、村内にも自生しているところでございます。数年前に旧浦倉鉾山の跡地を調査した際にも、約300平方メートルにわたって群生しているのを確認しております。しかしながら、この場所は毛無峠や仁田沢地区からも相当な距離があり、また、道も不明確となっております。さらに、国有林であるため、観光資源として整備するには現実的には困難ではないかと考えております。

このほかには、万座温泉周辺に点在しております。万座川上流の薬師堂付近にチャツボミゴケの案内看板を設置したこともございます。5月12日にオープンいたしました万座しぜん情報館の近くでも自生しておりますので、環境省や万座温泉観光協会とも相談しながら、貴重な観光資源としてPRに努めてまいりたいと考えます。よろしくをお願いいたします。

四阿山の的岩の看板についてでございます。

四阿山の的岩に上田市教育委員会によって案内看板が設置されたということで、本村としても独自に案内看板を設置したらどうかのご提案をいただきました。婦恋村といたしましても、的岩だけではなく、必要な箇所に立派な看板を設置していきたいと考えております。

現在は登山口や的岩付近、婦恋清水の入り口などにパウチしたものをコンパネに張りつけた手づくりの案内看板を設置しておりますが、「安かろう悪かろう」ということで寿命が短いため、今後は耐久性のある案内看板を徐々に設置していきたいと考えております。

四阿山に限らず、今後は登山者の安全を守ると同時に、山の特徴や歴史的背景などを理解しながら、楽しく登山できるような案内看板の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ほかにお気づきの箇所がございましたら、ご指摘をいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

他の件につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

○議長（滝沢俣明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 加藤康治君登壇〕

○総合政策課長（加藤康治君） それでは、引き続き黒岩忠雄議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、質問の内容でございますが、村が今年度新たに開始したおでかけタクシーについて、施策としては評価できるが、細かい点でまだまだ課題はあるのではないかとのご質問かと存じます。

結果として、買ったタクシー券が使えないのではないかと、タクシー券が使えないので免許の返納ができない、タクシー券を買っても使えないから買わない、タクシー券が使えないから隣人に頼んで病院に行っている、タクシー会社に頼んでも配車してもらえないなどの事象が発生しているのではないかとのご指摘かと存じます。

議員ご指摘のとおり、このおでかけタクシーにつきましては、これまで行ってきた村民バスにかわりまして始めさせていただいたものであります。これまでの村民バスは、利用者がなかなか伸びずにおりましたし、利用客のない日でも運行が行われるなどの、ある意味不効率的な状況がありました。このことから利用者の利便性を高めるために、まずはバス停まで行かずに済むドア・ツー・ドアのタクシーを採用し、また、公金を効率的に投入するための方策として、デマンド方式としてお年寄りがこの制度を利用した場合のみにおいて、村から支払いが発生する方式とさせていただいたものであります。

また、この事業の目指すところは、交通弱者の対策はもちろんでございますが、この事業の拡大によって発生するタクシー需要が新たな雇用を生んでくれればという思いもあって、そんな想定もさせていただいているところであります。今回、黒岩議員のご質問に関しましては、このタクシー券購入前の方からのご心配として、このタクシー券を購入しても、タクシーの台数が少ないので実際には利用できないのではないかとのご指摘であると考えますが、我々としては今のところ、事業開始以来、実際にタクシー券を買っていただいた方からの当課に対する苦情等のお電話等はいただいておりません。ただし、潜在的な問題が発生してい

ることも十分に予想されますので、今後におきましては利用者に対するアンケート調査などを行っていききたいというふうに考えております。

また、現在は、この事業の委託先はタクシー会社2社のみであります。今後、この事業の進展によって、タクシー会社さんに増車を図っていただき、そのニーズに応えていただくことを期待しているところではあります。今のところ、各委託会社において、タクシーの増車を図っていただくほどのニーズがまだ確定できておりません。実数で言いますと、5月末現在で登録いただいている方が33人で、タクシー券の販売実績が26冊、そのうち、実際にタクシーをお使いいただいた総額が5月末で16万5,000円という状況であります。この状況ですと、まだまだこれを見越して各会社が増車をいただくというような状況ではないというふうに思っております。

また、この事業を委託できるタクシー会社は、村内に事業所を有する者と限定されてはいますが、現行の2社に限られています。しかしながら、万座・鹿沢口駅に他町村のタクシーが乗り入れていることも確認できましたので、要綱の変更とあわせて、この事業への参画について相手方と協議をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この新たな事業を始める際に、いろんな課題を乗り越えて解消させていただいたところではありますが、今後もさまざまなご意見もいただくこともあろうかと考えております。タクシー会社さんへぜひ、いろんな形で協力依頼もさせていただきますし、よりきめ細かい対応をしていくことによって、利用者にとってより利便性の高いお年寄りに愛される事業に仕上げたいと考えておりますので、今後とも情報提供などをいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 引き続きまして、黒岩忠雄議員の要介護高齢者についての質問について回答させていただきます。

質問の内容といたしましては、婦恋村では要介護認定者数はどれくらいなのか、それから、サービス整備に携わる担い手の不足はどうか、それから、私たちは2025年に要介護認定を受けたら安心して介護が受けられるのかという3点だったかと思えます。

婦恋村高齢者福祉計画介護保険事業計画の中で、団塊の世代が7年後の2025年には全て75歳以上になり、婦恋村の高齢化率も40%に近づくことが予想されています。2017年度末の要支援者を含めた要介護認定者は569人でございます。2014年度末に予想した2017年度末

の要介護認定者数を59人下回っている状況であります。地域包括支援センターや社会福祉協議会の介護予防事業の成果が出てきていることや、地域の中で民生委員やボランティアの方々の活動によって、住民お一人お一人の健康意識の高まりがその要因かと思えます。

なお、この計画の目標年であります2020年は、推計で1.2倍の690人になることが予想されていて、2025年には701人となる予想がされております。その中で、厚生労働省が公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、群馬県内で2020年には1,651人不足し、2025年には5,028人不足するとされております。町村ごとの必要数においては出ておりませんので、不足数についてお伝えすることはできませんが、施設・居住系サービスでは介護老人福祉計画の入所待ちの状態はやや減少しているものの、続いている状況でございます。

そんな中で4月から、今井地区に地域密着型サービス施設として、グループホームが開所しております。厚生労働省では、介護職員の処遇改善や人材確保のための修学資金貸付、介護ロボット、ICTの活用などさまざまな確保対策を行い、県介護人材確保対策室では新人職員合同入職式を行うなど、意識向上を図る取り組みを行っております。

嬭恋村では介護予防事業として、村民の健康を守るためにさまざま保健事業を行っております。がん検診や特定健診などご自分の体について知っていただき、健康づくり教室や身体活動維持向上プログラムを行っております。また、認知度予防のためのサロン活動や健康増進のためのゲートボール大会などの推進も行っております。

今後、介護予防事業に多くの方に参加をいただきまして、健康で生きがいを持った生活を支援していきたいと考えておりますので、協力をお願いいたします。その上で、介護が必要なときには必要なサービスを受けられる体制整備やそのための支援を行っていきたく思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（滝沢俣明君） 黒岩忠雄君の再質問を許可します。

○6番（黒岩忠雄君） デマンドタクシーについては、こういった施策は初めてのことで、いろいろあろうかと思えます。しかしながら、少数の意見も大事にして、やはりこういった苦情が出ないようなことをやっていただければと。私なりに言えば、タクシーを3台ぐらいにふやせばこういうことはないと思いますけれども、その辺を今課長の言った中には、ほかから来てもできそうな話だったですけれども、できたらひとつこういった皆さんが喜んで使ってもらえるような事業にしていきたい、このように思います。課長、後でまた答弁をお願いします。

それと、高齢者につきまして、高齢者が701人というのは2025年度の数なんですか、これは。今言われた。

○議長（滝沢倅明君） 後で答弁します。

○6番（黒岩忠雄君） そうかい。

それで、私は今一番言いたいのは、私らが安心して、いつでもお願いすれば、ああ、いいですよと、そういう状態になっていただければということで質問したわけなんですね。だから、その辺ももう一回、ぜひお願いいたします。

それと、介護に携わる介護士の方か、そういう方も不足なく補えると、余裕といいますか、その辺ももう一回お願いいたします。

あと、村長に対しましては、浅間の遊歩道も12年という歳月がかかっておるわけでございます。何事も12年もたてばもう普通ならできないことはないと思うんだけども、村長も、環境省がどうの、何がどうのといろいろ言いわけじみたことを言いましたけれども、環境省だ、営林署だと金がないとか、人間が足りないとかは理由じゃなく、やる気がなければだめなんです、村長、何事も。何がないじゃないんですよ。やる気を出してやれば何でもできないことはないとは私は思っております。そういう面から、ぜひ遊歩道も早くあけていただいて、ジオパークの認定も受けたことですし、人々に来ていただいて、浅間をじっくり見ていただくということも大事だと思います。

それと、チャツボミゴケ公園もそうです。村長が言わんとすることは、いろいろ難しいということらしいですけども、それが行政の仕事であって、我々はやる気があればできないことはない、これはいつも私は言いたいです。とにかく、やる気がなければだめ、何をしても。金がない、人がないじゃなくて、やる気がない、これが一番肝心なところです。ぜひ何事もやる気を出して取り組んでいただきたい、そのように思います。

あとは、こん丸山も、できれば、ただ山にしておいても、何の意味もありません。私が思うには、二、三千万円かければ平らになって、きれいになるかと思えます。村長のやる気の問題です、これはね。一つでも観光施設をつくっておかないと、これから先、婦恋はだめになります。ぜひ人が来て、寄っていただけたところをつくっていただくよう、行政の力でお願いをいたします。

それからあと、的岩につきましては、的岩も婦恋独自で調査研究して、調べはして、しっかりと説明看板を書いていただく、こんなことは当たり前だと思います。上田は上田です。婦恋は婦恋です。住所は婦恋にありますんで、ぜひそのところをよろしく願いいたします。

す。

以上、答弁を求めます。

○議長（滝沢倅明君） 黒岩忠雄君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩忠雄議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、私のほうから観光に関する再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

浅間山登山道のお話でございますが、現在、標高1,800メートルまでのシャクナゲ園のところの頂上までにつきましては、電気が行っていないので、太陽光発電で防災無線ができるようにしたと。あるいは、そこまでに上がるについてはシェルターをつくらなくちゃなんらんとということで、県のご指導をいただきまして、2カ所にシェルターも設置させていただきました。

今後におきましても、いろいろ検討した結果、村有地をまず900メートルほど横に行って、それから旧来ある道を上に上がりましょうということで交渉しております。上へ上がるにつきましては、国有林がありますので、国有林部分につきましては林野庁が管理しておるといふこともございまして、林野庁さんのほうには使っても結構ですよというご意見をいただいております。さらにその上につきましては国立公園でございまして、環境省さんの管轄がございまして、環境省さんと現在計画をつくり直しということでお話をさせていただいております。基本的にはいいということでご理解をいただいております。

あわせて、やっぱり日本に活火山が全国に110ございますけれども、浅間山につきましては、日本列島の真ん中にある、一つ、一番最初から気象庁の指定する活火山の上位ランクと言っただけなんですが、入っておる山でございまして。現在、噴火警戒レベルが2ということで、2キロ以内には入ってはいけませんという指定がございまして。したがって、小諸市から登山道が山頂まで行っておるんですけども、小諸市さんのほうからも2キロ以内には入れない状況が現在も続いております。小諸市さんのほうもシェルターもつくって、安心・安全対策を図っておるわけでございますが、2キロ圏内には入れないという状況が現在は続いております。また浅間山が少し落ちついてくると、あと、環境省さんとも鋭意、今協議をしておりますので、しっかり取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

チャップミゴケでございますけれども、私どものほうでもラムサール条約で芳ヶ平のほう

の話が持ち上がったときに、調査は教育委員会中心で担当も行って、また数人の村民の方もご同行いただいて、調査をしておるところでございます。全く触れていないということで、全くすばらしい本当のチャツボミゴケがあるということは認識しておるところでございます。先ほど申しましたように、あそこまでのアクセスが、もしつくるにしても非常にいろんな課題がある、地形的な課題もある、また国有林野等もあるというような状況もございますので、将来にわたってはそういうすばらしい大自然があるということは認識しておりますので、継続的に研究はしてまいりたい、こう思っております。

あわせて、万座周辺に数カ所あるということで、先ほど申しましたように、一時看板も設置したこともございますが、このたび、万座温泉に環境省さんのご指導でせん情報館というすばらしい建物も設置していただき、万座温泉観光協会の事務局もそこに入りましたので、あわせてその周辺の整備、特に自然のチャツボミゴケにつきましては、ほかの植物等もあわせて、しっかりとした看板設置といえますか、そういうものを整備してまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

こん丸山でございますけれども、こん丸山については先ほど、平成20年に一般質問をいただいて、そのときの答弁もさせていただいておりますが、その答弁書も再確認をさせていただきました。状況が当時と大分変わっていることも現実でございます。また、すぐ隣には工業導入用地ということで、3.5ヘクタールもあるということでございます。

いずれにいたしましても、上信自動車道の調査を今群馬県のほうにさせていただいておりますが、いわゆる（仮称）嬭恋バイパスがその周辺を通ることは間違いございませんので、それと合わせて検討を加えてまいりたい、こう思っておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思えます。

的岩の件でございますが、既に先ほども申しましたように、あの地域にはそれなりの幾つかの簡単な簡易の看板設置がしてございます。自然公園法の中の地域に入る一帯でございますので、景観を配慮しながら、環境省のご指導もいただきながら、特に今浅間山周辺につきましては、浅間山自然学校が環境省と連携しながらすばらしい看板設置をしております。あわせて、特にまた文化財的な価値がある岩でございますので、しっかりとしたものを計画的に整備していきたいと、こう思っております。またしっかりとしたものをいつごろまでにどうするかということも担当と協議をし、またご連絡できるようにしてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひします。

デマンドタクシー及び高齢者の関係につきましては、担当課長よりお答えをさせていただ

きます。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 加藤康治君登壇〕

○総合政策課長（加藤康治君） それでは、黒岩議員の再質問にお答えさせていただきます。

タクシーが少ないという状況については、先日の総務委員会でもご指摘をいただきましたし、今回の本会議でもこういうご質問をいただいていますので、しっかりと議会からも村民からも非常に期待している事業であるということを会社のほうにお伝えして、協力を求めたいというふうに考えております。

また、当初におきましては、先ほども申しましたように村内の企業の育成というのを考えておりましたので、村内に事業所を有する者というふうに考えておりましたが、先ほど申し上げたように、ちょっと枠を広げられる可能性がありますので、そこにも協力依頼をさせていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 黒岩議員の再質問に対してお答えさせていただきます。

確認ということで、要介護者の数字について確認をされたんですけども、もう一度数字のほうを確認させていただきます。

2017年度末の要支援者を含めた要介護認定者は569人でありまして、2020、これは推計なんですけれども、2020年については現在の1.2倍の690人になることが予想されているということです。そして、701人という話なんですけれども、2025年の推計数字でございます。2025年には要介護者が701人となるというふうに予想がされているというところでございます。

それから、その後の質問ですけれども、今後必要とされる住みなれた地域で住み続けるための地域密着型サービス体制の整備というものが今後は必要なのかなというふうに考えておりますので、検討していくべきだと思っております。そのための介護に携わる方たちの支援を行っていくべきだというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 黒岩忠雄君の再々質問を許可します。

○6番（黒岩忠雄君） それでは、村長の再質問答弁は、検討するというで伺いました。

今度の9月定例会までに、ぜひ検討結果を詳細に議会に報告していただきたい、そのように思います。

あと、デマンドタクシーも、できたらその結果報告を途中でよろしいですから議会のほうに報告していただきたい、このように思います。

あと、住民福祉課長も、安心して受けられるかどうかということに対してはお答えがなかったような気がするんで、その辺も含めて、また途中経過でよろしいんで、報告していただけますか、議会のほうに。よろしくをお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 答弁を求めますか。

○6番（黒岩忠雄君） 答弁は結構です。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、黒岩忠雄君の一般質問を終わります。

ここで、高校生の入れかえのため、10分休憩をいたします。

10時53分から再開をいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時51分

○議長（滝沢倅明君） 再開いたします。

---

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、土屋幸雄君の一般質問を許可します。

土屋幸雄君。

〔2番 土屋幸雄君登壇〕

○2番（土屋幸雄君） 議長の許可を得ましたので、新たな発想で元気な地域づくり、高齢者のためになる交通移動対策（公共交通空白地有償運送）について質問をさせていただきます。

まず最初に、新たな発想で元気な地域づくり。

現在、婦恋村の人口は1万人を割り、実質9,400人程度になってきております。私も、議員になり7年がたちました。私のモットーとして、もう一つ上の元気な地域づくりというのを目指して、私は、議員としていろんなことを取り上げております。それで私も、雇用の場

の確保をしたりとか、若い人たちに住んでもらえるようなことを一般質問、全員協議会で取り上げて質問してきましたが、何が施策とできて、何が変わったのかと思うとき、村は給食費や保育料の無料化などを進めてきましたが、その効果は余りあらわれていないと感じております。若い人たちの定住がふえることがなく、子供の生まれる人数もふえておりません。前と同じで、何かが一歩前へ進み出していないような気がいたします。

そこで、今、嬭恋に早急に必要な施策は、若い人たちが嬭恋に住んでもらうには、将来の生活設計ができていき、希望を持って住みたいと思うような思い切った何らかの施策が一番必要であると感じております。何かを変えるには、今ある産業をもう一度見直していき、地域経済のさらなる活性化を求めていくことも必要であります。

それには、従来にはない視点や発想を求めていくことも必要ではないでしょうか。そこで改めて、村に今ある産業を育てるためには、村主導で働く場があって、安心して暮らしていける職場環境づくりを進めていき、新たに「地域の魅力をまるごと産業化」を村の施策として進めていったらと思います。いかがでしょうか。今の村は、何か事を決断して前へ進める実行力が、またスピード感が欠けている感じがいたします。

そこで、他の市町村も解決策として、民間で得た知見を地方の自治体で新たに生かせる人材、多彩な経歴があり、即戦力として地域のために取り組みのできる民間人を中途採用する自治体がふえてきております。今までの経験、知識を地方の活性化に十二分に発揮してもらえようような戦略アドバイザー的なポストを新設していく必要があると感じております。よって、マーケティング戦略や成果主義の発想など今行政に欠けている行動を生かすことができるなど、民間の経営手法を取り入れられる人材が今嬭恋にも求められていると感じますが、いかがですか。

そして、嬭恋村でも村民、企業、団体、学校、行政の各分野の得意な分野で力を発揮できる仕組みをつくっていき、オール嬭恋で、雇用の場があり、活力があり、元気のある村づくりを行ってほしいと思います。

次に、高齢者のためになる交通移動対策（公共交通空白地有償運送）について質問させていただきます。

嬭恋村の3人に1人が高齢者となってきております。それに伴い、高齢者の運転による交通事故が各地で多発しております。どこか目的地に出かけるには車は足であり、運転ができればどこにも出かけていけません。歩くのも自転車で移動するのも難しくなれば、家族がいれば送迎もしてくれますが、ひとり暮らしをしている人のために、頼めば車を出してく

れる近所の人もおりますが、毎回毎回そのたびに頼ることはできないと思います。

そこで、桐生市黒保根町でNPO法人が公共交通空白地有償運送をしていることを上毛新聞で知りました。早速、桐生市役所黒保根支所の担当の方に電話して、話を伺いました。

元看護師の女性が始めた高齢者の送迎ボランティアを発展させ、住民主体で運営し、2005年に国土交通省関東運輸局から県内初の許可を受け、桐生市と合併以前から車両や事務所を借り受けて、燃料費などの補助を行政の支援を受けて活動しているそうでございます。高齢者や障害者を中心に、約400人が利用登録をしております。料金は、実費として1キロ当たり100円を負担してもらい、病院や買い物の中の待機時間料金も払えば範囲内で設定も可能で、別料金も15分ぐらい幾らかとの設定をしており、利用している人にとっては非常に便利であるということでございます。前橋市への通院やみどり市への買い物などで利用し、また、病院での窓口の補助など利用者の立場に立って対応をしており、買い物へ行っても終わるまで待っていてくれるので、とても助かり、感謝されているということでございます。

公共交通空白地有償運送とは、バスやタクシーなど公共交通機関によっては住民に対する移動手段が確保できないと認められる場合において、NPO法人などの非営利団体が営利とは認められない範囲の運送の対価によって、自家用自動車を使用して運送する運行形態であります。嬭恋村にも社会福祉協議会で福祉有償運送の認可を受けて運用をしていると思いますが、これをさらに進めまして公共交通空白地有償運送ができるようにしていき、高齢者が低額で住民の足となるようにしていけるのかを検討していったらと思いますが、いかがでしょうか。

グループ28の事務局の小林さんは、交通機関を使うのが難しい人にとって、ドア・ツー・ドアで目的地に行けるサービスは本当に大切であると切実に話をしておりました。

以上、質問しましたけれども、村長の明快な答弁をお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

2点の質問でございました。新たな発想で元気な地域づくり、もう1点が高齢者のためになる交通移動対策についてでございました。

まず、第1点目の新たな発想で元気な地域づくりに対するご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

土屋議員のご指摘の件に関しましては、重大かつ最優先課題であると思っております。しかしながら、このことは同時に、本村のような農山村地域の地方自治体にとって、最も難しい課題でもあるとも考えております。新たな発想による産業の育成強化、それによって雇用を創出していくことにつきましては、最近よく言われている言葉で言いますと、イノベーションということで集約されると思います。新しい切り口、新しい捉え方、新しい活用法、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人、組織、社会に幅広い変革を起こす、つまり、それまでの物、仕組みなどに対しまして、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を見出して、社会的に大きな変化を起こすということであろうかと思っております。

これらの潮流を受けて、本県でも毎年開催されております群馬イノベーションアワードには、私自身、毎年出席させていただき、参加者のプレゼンテーションを聞きながら、本村に取り入れられるものはないかと勉強させていただいておるところでございます。婦恋村が主体的にこれを先導していくことは非常に難しいことと考えますが、少なくとも民間活力を有用していくための機会を設けることは積極的に行うべきと考えております。

今後も商工会さんなどとの連携強化を図り、比較的若い方々、年齢は高いがまだまだ元気な方々、農業、観光、介護などさまざまな分野での意見を聞き取り、活力を集約して、それを具体化していけるような方策を展開していきたいと考えております。

既に、民間活力の活性化を図るための方策として、ここ数年において創業支援補助金、持続化補助金、6次産業化補助金などを新たに創設してきたところでございますが、いずれにいたしましても、非常に難しい課題ではございます。村議会の皆様からも、新たなビジネスモデルの構築について、今後ご提言いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

また、民間での知見や経験を持つ者を採用したらどうかというご指摘でございました。

本村におきましては、平成28年度採用者から、それまで30歳だった上限年齢を40歳に引き上げております。特に今年度につきましては、新規採用者6名のうち4名が民間での就労経験者であり、その経験を生かして即戦力として働いていただいております。また、ここ数年、積極的に採用させていただいております地域おこし協力隊の中にも民間経験を持つ方もおり、既存村民とは違った視点での取り組みを行っていただいております。

今後におきましても、村民の期待に応えるべく、人材の確保及び育成に努めてまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、公共交通空白地有償運送についてでございますが、婦恋村では現在、道路運送法第78条第2項に定めます自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則第49条第1項に定める福祉有償運送を婦恋村社会福祉協議会、婦恋村農業協同組合、社会福祉法人のどこが行っているところでございます。

土屋議員ご指摘の公共交通空白地有償運送は、同じく施行規則の同条第1項で定めるものでありまして、公共のバスやタクシーの利用が困難な地域で行う介護や障害があるなしで利用を認定するものではなく、過疎地域の住民が利用できる輸送のサービスでございます。現在、福祉有償運送を行っている社会福祉協議会がこれを行うことが可能かということでございましたが、現在社協では、福祉有償運送を登録し、利用している方が60人いらっしゃいます。9人の職員でこれを行っていますが、ヘルパーの業務に影響が出るなど負担となっているのが実情のようでございます。

婦恋村といたしましては、社協に対しまして介護保険事業や地域福祉事業に対して支援をさせていただいておりますが、公共交通空白地有償運送の事業については、介護保険事業を行っている社協ではなく、NPO法人としてこの有償運送を行う事業者が出てくるのが最良の方法ではないかと考えております。黒保根の成功事例をよく参考にしながら、民間でいい企業、NPO法人ができればマッチベターであると考えておるところでございます。そのための助言や支援については惜しまないつもりでございます。

また、今年度新たに開始いたしましたおでかけタクシーについても、その利用状況を確認しながら、今後も高齢者の方々などいわゆる交通弱者対策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） 働く場の確保の問題は、今までみんな各議員も本当に真剣に取り組んできております。だけれども、本当に前へ一歩進まない、ただ善処しますとか、こういうことがありますということが、本当にそういうことしか答弁がなくて、前へ一歩進んでいないような気がいたします。やっぱり雇用がなければ、幾ら福祉の、給食費無料にしても何にしても、自分たちが村に住んで、生活設計ができていく、そういう希望が持てなければ、幾らそういうことをしてもなかなか村には住んでもらえないんだと私は思っております。

私が提案しました「地域まるごと産業化」、本当に先ほど黒岩議員が質問しましたチャツボミゴケだとかそういうことだって、やっぱり一つの課題を取りかえて、またそれを何かし

ていけば産業に結びつくことは、これからもいろんなことに対していろいろあるかと私は思っております。何かをいいところを生かして、これは産業になるとか何かあれば、そういうこともやっぱり取り組んで、本当に積極的に取り入れていてもらいたいと私は思っております。

それから、先ほど、先進地で移住して、自治体ですかね、政策を実際に実行して、採用している自治体なんですけれども、新潟市なんかは観光、特にあと企画、発想力ですね、企画、そういうやつが今までの観点から違う目から見て、本当に前はいろんなことを企画して、それで人が集まったとか、何かすれば終わりだったんですけども、それをまだもう一步、そういう経験がある人がまた多くに、俯瞰で、新潟市の魅力がまだほかに何かあれば、そういうこともどんどんインターネットとかそういうのに発信して、逆に、ただ村のよいところだけをするんじゃなくて、本当にまだほかに何かあるということ、今本当に発信をしているそうでございます。

それで、湯沢町なんかも移住定住政策で本当に実績を得て、湯沢町の地元の人ではわからないことをインターネットとか、そういうのでいろいろ発信をして、それで、そこに住んでいて、新幹線通勤ですか、そういうことよりもそこに住んでもらって、10年間は補助金を出して住んでもらえる、そういう政策が実際に進んでいるそうでございます。

婦恋村はこういったことがなかなか一步前へ踏み出せない。やっぱり一步進まなければ、人が住まない、来ないと思うんです。そこで私は、新たな発想で各東京とかどこかで、一流企業のその企画を持った人だとか、そういう人とか、そういう人をやっぱりある程度定年になるようなそういう人をもう一度採用してもらったら、本当にいろんな発想力を持った人が来れば、また違う観点からいろんな婦恋のよさを発信でき、そういうことが本当に私は必要だと思えます。ぜひともこれからはそういうことを発想を変えて、今までしがらみをちょっと忘れて、新しい観点も求めていてもらいたいと思います。

次に、高齢者のためになる公共交通空白地有償運送なんですけれども、先ほど黒岩議員が質問しましたけれども、デマンドタクシーなんですけれども、婦恋村は面積が本当に広くて、タクシーなんかだと本当に運賃が高く、10万円の金額ではたちまち達しちゃうかなと私は思っております。公共交通福祉有償運送だと本当にきめ細かい戸口から戸口、それで病院へかかった後、買い物もしたい、どこかへ寄りたい、そういうことに対しても、規定をしておけばまた利用ができるわけです。一遍にできて、低額で本当に利用できると思います。やっぱりこれが一番婦恋村には、きめ細かな、老人のやっぱり足としていくには、今これが一番

いいんじゃないかと私は思います。

ぜひともこのNPO法人でも、地縁団体とかいろんなあると思いますよね、団体とかそういうのが。そういう人に声をかけていただきまして、協議会をぜひつくっていただいて、一歩前へ進めるような方向でぜひともしていただきたいと思うんですけれども、よろしく願いします。その辺のところの答弁をお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございます。働く場所の確保、あるいは、観光、企画の情報の発信、あるいは、新たな高齢者、優秀な人材の確保というご指摘でございました。

現在の婦恋村の産業構造、第1次産業は、キャベツ中心の農家でございます。約400軒の農家、専業農家が380、兼業を入れて850前後でございますけれども、第1次産業はそれなりに先人の皆様方の多大なるご努力によりまして、全国的にも第1次産業はしっかりした産業に成長してきておると、我々もその産業をしっかりと行政面から支えていく責務があると思っておりますし、さらなる第1次産業の発展に尽くさなければならぬと思っております。

第2次産業でございますが、公共事業等につきましては土屋議員もご指摘のとおり、ピーク時のほぼ2分の1、あるいは4割程度にもろもろの公共事業というのが減ってきておるわけでございます。また、景気がよければ民間需要も非常に多いということもございますので、大きな社会の変化の中で第2次産業というのは、公共事業の部分につきますとやっぱりピーク時の半分になっておると。

例えば群馬県の例で言いますと、公共事業ピーク時は1,800億円あったんですが、現在は700億円程度ということで、半分以下に減っておると。国においても同じでございます。特に第2次産業につきましてはそういう厳しい状況を経て、いわゆるバブル期の地方経済も好景気だった後、今日迎えてきて、規模は縮小しておりますが、やっぱり今ある現実をしっかりと踏まえて、第2次産業の育成も図っていく必要があると……

○議長（滝沢倅明君） 村長をお願いします。

質問者に端的に答えていただきたい。

○村長（熊川 栄君） わかりました。

第2次産業、第3次産業については観光を中心に、産業政策のご質問だと思っております

ので、働く場所の確保というのは産業政策そのものだと思っておりますので、観光産業についても働く場所の確保、これからもしっかりと努めてまいりたいと思っております。

情報発信の件でございますが、情報発信、ホームページについては、役場、観光協会、あるいは、ジオパーク等でインターネットのホームページを立ち上げております。そこに合わせまして、SNS、ソーシャルネットワークサービスということで、なるべく一本化した形で、情報発信を村及び関連団体とも連携した形で情報発信に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

人材確保の件でございますが、観光大使について、キャベツ大使と申しておりますけれども、今現在、17名ほどご指導いただいております。特に愛妻家協会、本当に全くボランティア的いろんな提案もしていただいておりますが、観光大使にはそれなりの立場、立場の優秀な人材だと思っております。今後もその皆様方の働きやすい環境づくりを図ってまいりたいと、このように思っております。

デマンドタクシーでございますけれども、黒岩議員のところでもおでかけタクシーのお話がありました。やっぱり交通弱者、つまり高齢者を中心に、あるいは障害者、高齢者、障害者が中心だと思ひますけれども、法律に基づいてでもなるべくそういう方々の平準化した形、ユニバーサル社会ということで、そういう方向に大きく法律改正もされてきておりますので、我々も買い物弱者、あるいは交通弱者、これについてはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

NPO法人の参考事例をお話いただきました。おでかけタクシーも同じ方向性を持っておりますけれども、しっかりとNPO法人が可能であるならば、そういうものも検討が必要だと私も思っておりますので、庁内でしっかりまず立ち上げて、勉強してまいりたい、こう思っております。

いずれにいたしましても、高齢者、障害者、あるいは小さい子供たち、社会的な弱者に対する行政はしっかりと取り組むべき時期に来ておるといふふうに思っておりますので、足の確保について、土屋議員のご意見も十二分に参考にしながら、庁内でまず立ち上げて勉強を始めたい、また、機を見て、ご意見を賜りながら前に進めるように取り組んでまいりたい、こう思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君の再々質問を許可します。

○2番（土屋幸雄君） いずれにしましても、働く場所の確保は職員、当局、役場職員が本当に協働して一致団結して、婦恋の最重要課題だと思うぐらいに本当に本気になって取り組ま

なければ、この問題は解決していかないと思いますので、ぜひとも役場職員一丸となって、  
婦恋の人口減少対策を本当に考えていただきたいと思います。

また、有償交通ですけれども、このほかに六合村だとか倉渕村も社会福祉協議会が実際には運営して、村長はさっき忙しくてできないと言っていたんですけども、実際そういうところで先進事例もあります。特定じゃなくても、やっぱりそういうところで村の姿勢ですよ、これ。やる姿勢だと思うんですよ、やっぱり。これが一番低額で設定していけばタクシーより本当、さっきも言いましたけれども、安い料金でできる。戸口から戸口、それで家から家、それで買い物へ行って、また用を足せばまたできるとか、ついでにいろいろなところへ寄って、その待ち時間も料金が設定できて、それが一度で用が足りるという、これが一番私は婦恋に合っている交通体系だと、高齢者のためになる足だと思っております。ぜひとも一歩前へ進むように、これから進めていただきたいと思います。その意気込みをちょっとお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

働く場所の確保、これについては、今日の人口減少社会、日本国人口が1億2,700万が2040年には9,000万人に落ちていくという社会状況があります。その中でも婦恋村は我が村の産業振興を図り、そして人口減少が少なくなるように全力で取り組んでまいりたい、こういうつもりでありますので、今後においても政策的な提案をご指導いただきますようお願いいたします。村としてもしっかりと取り組むつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

高齢者の足の確保でございますけれども、先ほども申しました交通弱者、あるいは買い物弱者、やっぱり暗いところに光を、弱いところに力を、この信念を曲げないでしっかりと取り組んでまいりたい、こう思っております。先進事例、いっぱいあるのも現実でございますので、先進事例でいいものがあれば、それは取り入れられるものは取り入れてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、土屋幸雄君の一般質問を終わります。

◇ 伊藤洋子君

○議長（滝沢倅明君） 続いて、伊藤洋子さんの一般質問を許可します。

伊藤洋子さん。

〔8番 伊藤洋子君登壇〕

○8番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

先日、5月27日の上毛新聞に、「長生きと健康両立を」というテーマの記事が掲載されておりました。長生きをするだけでなく、健康で生き生き過ごせるようにと各自治体が行っているという内容です。また、6月2日の同紙では、昨年生まれた子供の数は過去最少であること、出生率の低下が深刻であることが伝えられていました。

どちらも生命にかかわっている課題です。生命イコール命です。命というと、最近、児童虐待により乳児や子供が亡くなる事件、新幹線内での無差別殺傷事件により突然に命を奪われてしまう事件など、多くの方々が心を痛めることが起こり過ぎています。私は一人の議員として、何よりも命を大事にする村政を求めるとともに、いつでも村民が主人公の村政を求める立場で一般質問を行います。

初めに、公文書の管理についてお聞きします。

このところ国政においては、学校法人森友学園や加計学園の問題で政府の公文書管理のずさんさがあらわになりました。国会の討論でも明らかになりましたが、国の公文書は国民の財産であります。村においては村民の財産であるので、大切に管理されなければなりません。村は公文書の管理をどのようにされているのかについて伺います。

通告では1点目としましたが、この1点だけの質問になります。県市町村公文書活用連絡協議会が昨年、35市町村を対象に実施した公文書の保存管理状況に関する調査結果に基づいて質問します。

①調査では、嬭恋村は文書管理システムを導入しているということですが、具体的にはどうということなのか。また、村民は希望すればいつでも閲覧できるのか。

②公文書管理法を踏まえた取り組みは未検討ということですが、村は今後どのように取り組みを進めるのか。

③群文協、先ほどの協議会ですが、5月に開いた会合で、市町村の公文書担当の職員をメンバーとする保存効率化研究会を立ち上げたようです。村は、この会に職員を送る考えはあるのか。

④先ほど述べたように、公文書は村民の財産です。この財産を守るには管理を外部委託す

るなどは決して行ってはいけないと考えます。村長の考えをお聞かせください。

2つ目の質問、就学援助制度における入学準備金についてです。

婦恋村が行っている給食費の無料化や教材費の無料化などの子育て支援は、多くの親御さんたちに喜ばれています。今、経済的に大変な家庭に実施されている就学援助制度における入学準備金は、新年度になってから支給されているということです。入学準備金という言葉から素直に考えると、入学前の準備のときに援助するために支給するものと考えられます。そして、そのときが親御さんにとって一番大変なときだと思いますし、子育てを支援する気持ちがあるなら、実際に入学を準備するときに支給することがいいと思います。よって、年度内支給の実施を提案します。村長の考えをお聞かせください。

3つ目の質問、児童虐待を防止する取り組みについてです。

先日、東京都目黒区で起こった5歳の子供の虐待事件は、多くの方々が心を痛めた出来事です。その前の日の新聞には、岩手県北上市で1歳9カ月の子供が食事を与えられず、衰弱死という記事がありました。

一人一人の子供の命が大事にされることが当たり前のように思っているときにこのような事件が続くと、一人の大人として、何とか防ぐことができなかつたらどうかと考えさせられます。小さな子供たちは、大人が守ってあげるしかありません。婦恋村ではこうしたことが起こらないようにする取り組みはどのようにされているのかお聞かせください。それぞれ担当する所管の取り組みを具体的にお答えいただければと思います。また、今回の事件を受けて、何らかの打ち合わせなどされたのかお聞かせください。

4つ目の質問、非核平和宣言の村の看板の設置についてです。

今、世界の非核化の動きは大きく動いています。特に、12日に行われた米朝首脳会談は、世界から注目されました。結果はここに持ってききましたけれども、この記事のように、完全非核化を約束し、今後も話し合いを進めていくというものです。今こそ世界でただ一つの被爆国日本の自治体の首長として、また、非核平和宣言をしている婦恋村の首長として、非核平和宣言の村の看板を設置し、非核化への啓蒙を進めるとともに、推進力になることを村長に求めたいと思います。村長の非核化への思いをお聞かせください。

時間も押しておりますので、明快に答えていただくことを希望して、私の質問を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、伊藤議員の質問は4点でございました。第1点目が公文書の管理について、第2点目が就学援助制度における入学準備金について、3点目が児童虐待に関する防止の取り組みについて、4点目が非核平和宣言の村の看板設置についての4点でございました。

私のほうからは、児童虐待につきましては担当課に答弁を求めていますので、児童虐待に関するところにつきましては、担当課長より責任を持ってお答えをさせていただきたいと思っております。

それでは、第1点目の公文書の管理についてについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

公文書の管理につきましては、婦恋村文書整理保存規程に基づきまして、保存の方法や期間等が規定されており、これに基づいて廃棄等を行い、適正に運用管理を行っているところでございます。

ご質問1の文書管理システムの導入については、婦恋村では平成14年にシステム導入の検討を行い、平成15年度よりシステムの運用を行っているところでございます。このシステムは、起案等の文書作成を含め、それぞれの公文書を大分類、中分類、小分類と分類し、文書管理システムに登録し、分類ごとに保存年数等を登録して管理しているものでございます。このシステムでの管理により、それぞれの文書が分類ごとの部冊にまとめ、保存年数などの管理ができることとなっております。また、文書の閲覧については、婦恋村公文書公開条例に基づきまして、開示しているところでございます。

次に、②の公文書等の管理に関する法律における取り組み状況についてでございますが、文書の作成基準、保存期間基準、行政文書ファイル管理等については、さきに述べた婦恋村公文書整理保存規程、婦恋村文書事務取扱規程によりまして取り組んでおるところでございますが、他につきましては順次検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

③番目の婦恋村市町村公文書等保存活用連絡協議会における公文書保存効率化研究会への参加についてでございましたが、今年度におきましては3回の開催予定となっております、第1回目が7月18日に開催されますので、本村においても担当者を出席させる予定でございます。この研究会に参加する中で、各自治体でのさまざまな問題点について共有し、改善策を検討できればよいと考えておるところでございます。

最後の④の公文書の管理についての外部委託についてというご質問でございましたが、現時点では考えておりません。ただし、初めにお答えさせていただきました文書管理システムの運用につきましては、現状どおりシステム管理会社へ委託し、適正に運用したいと考えておるところでございます。

続きまして、就学援助制度における入学準備金についてのご質問でございます。

現状の我が村の支給方法は、年度当初におきまして、援助が必要な保護者からの学校長経由で教育委員会に申請を上げていただきます。その際に学校長は、家庭訪問等を踏まえて家庭状況を把握し、援助の必要性を記載した校長意見を添えて教育委員会に提出していただいております。教育委員会は申請を取りまとめ、例年5月中に該当児童・生徒の所在地区の民生児童委員さんに参集いただき、申請が適正か否かの判定会議を開催し、前年度所得等を確認した上で教育委員会の会議にて決定し、年額を9月、3月の2回に分けて支給しております。

新入学経費部分の援助金額は、小学校1年時で4万600円、中学1年時で4万7,400円となっております。伊藤議員のご意見は、入学前での早期支給をすべきであるというご質問でございますが、判定材料の大きな要因であります保護者の前年度所得が確定するのが翌年6月ごろになり、それ以前では所得を確定することができません。したがって、それ以前の2月、3月ごろにおける早期支給は現状では難しい状況にあると思っております。

早期支給を実施している他町村の例を調査させましたところ、前々年度の所得を確認して支給しているところもあるようでございます。保護者の生活実態に即した支給実施という観点からは難しい方法かと思われかもしれませんが、一応内部ではもう少ししっかりとした調査を試みたいと考えております。

なお、入学に際しての実際の対応といたしましては、生活保護家庭等へは保健福祉事務所などからランドセルなどの支給をしております。また、準要保護世帯においても、個々の状況に沿った対応を実施しており、過去には制服、運動着などが用意できない家庭に対し、古着ではありますが、教育委員会にて用意した事例もありました。原則的な支給方法はさきに述べたとおりでございますが、義務教育という観点から、現状でも特別な事情などがある場合は対応して考えてまいりたいと思います。また、今後の方式につきましては、早期支給の必要性、実施方法等の他町村の動向も踏まえ、検討は加えてまいりたい、こう思っておるところでございます。

児童虐待につきましては、担当課よりお答えをさせていただきます。

第4点目でございますが、非核平和宣言の看板の設置についてというご意見でございました。

我が村では、1996年、平成8年12月19日に議会におきまして議決をいたしました非核平和自治体宣言の決議が行われておるところでございます。これを踏まえまして、今後看板を設置するか否かについては、広報等でももう一度しっかりと確認をしながら、看板設置については、今のところすぐとは考えておりませんが、よりもう一度、こういう時勢でございますので、しっかりと広報等ではこの宣言の意義について展開、広報活動はしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） それでは、伊藤議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

児童虐待を防止する取り組みを村はどのように行っているかということだったと思っております。

今回の事件は大変痛ましいことであって、あってはならないことだと感じております。村では、要保護児童対策地域協議会を設置し、年に一回関係機関の代表者による代表者会議を開催し、地域の現状の共有を図るとともに、要支援児童等に対する支援について協議しております。また、毎月一回関係機関職員による実務者会議を開催して、要保護児童等の現状や課題に対して情報の共有を行い、支援策を協議しております。実務者会議の中で、特に支援が必要と思われる児童で、個別に対応することが必要な場合は、関係者によるケース検討会議を開催し、より実践的な支援策を協議し、対応しております。

本年の2月に行われました各幼稚園の入園説明会のときには、中央児童相談所北部支所の担当の方に来ていただきまして、「しつけと虐待」というテーマで保護者の方々に話をさせていただきました。

また、生後4カ月までの乳児のいる家庭に対して、助産師や保健師による全戸訪問を実施し、乳児の発達状況の確認や保護者の相談を受けるとともに、きめ細やかな健診や乳児相談を行い、悩みを抱えている保護者の早期対応に心がけております。

本年5月に、農村環境改善センター内ににこにこ広場が開設したことに伴い、日々子供たちと身近に接することができ、個々へのきめ細やかな対応や、気になる子供への対応について、保健師や栄養士に早期につなぐ体制ができたと考えております。昨年度の法改正を受け、市町村は基礎的な自治体として、身近な場所における支援業務を適正に行うこととされ、今

年度、子育て包括支援センターの開設を目指し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う予定になっております。

また、2点目のご質問の、その虐待事件に対して何らかの打ち合わせを行ったかということですが、今月の6月19日に実務者会議が開催を予定しておりまして、その中で村内の状況ということで再度確認をする予定になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 孝君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 孝君） この関係、教育委員会、教育の現場ということで少しご説明いたします。

先ほど住民福祉課長のほうからご説明ありましたが、この関係は住民福祉課との連携で対応しております。教育委員会といたしましては、幼稚園、小学校、中学校を通して、教育の現場におきまして、担任の先生、それから校長、教頭、園長等の管理職が日々子供たちの様子を観察いたしております。万が一虐待等の疑われる事案が発生した場合は、先ほどの住民福祉課長、説明がありましたが、住民福祉課、保健室、児童相談所、警察等とともに対応することになっております。

なお、教育の現場では、虐待に限らず、家庭環境に起因する不登校事案等に関しましても、住民福祉課等のこの組織において相談をするという仕組みになっておりますので、何か起きた場合はそのような対応をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 1点目の質問では、丁寧に村の実情が報告されましたので、特に質問ということはないんですけども、特に外部委託のところでは、最近では年金機構がいろんなところに委託したということで、中国のほうまで情報が流れたという、そういうこともありますので、やっぱり文書の管理は住民のいろいろなことを守るという住民の財産でもあるところでは、今後もしっかり守っていただきたいということを要望しておきます。

それから、入学準備金なんですけれども、村のいろいろな事情はわかるんですけども、群馬県内でも、太田市と館林市と桐生市が実際に行っているところがあります。そういうところの方法を聞きますと、村長からも先ほど答弁でありましたけれども、2年前のそういう所得証明をしているところもあれば、一番近い時期の給与証明とかそういうのを参考にして、やっぱり意味としては先ほども言いましたけれども、これは学校教育法の19条で実施されな

ければならないという自治体に義務づけられているものですから、やっぱりそういう子供の状況を見たときに、自治体が対処するのが基本なわけですね。

それで、入学準備金だから、6月にもらったのでは、もう入学を準備してしまうというのでは、気持ち的にはやっぱり準備の段階、ランドセルとかいろいろ生活保護世帯は支給されるけれども、準要保護のところはされなくて、かなり厳しい状況なわけですね。そういうところへの思いをあらわすとしたら、やっぱり準備する期間に出してあげたい、その気持ちでぜひ取り組んでいただきたいと思います。

村長も先ほどから今後も検討していくという考えはあるようですので、やっぱり先ほどの前の議員の答弁にも、暗いところに光を、弱いところに力をと、常に弱者の立場に立ってというのが、村長からも言葉が発せられましたので、その基準に立って、それと入学準備金という意味だと、やっぱり準備のときに出すにはどうしたらいいかということで、先ほどやっていた実施しているところでも、別に国からペナルティーももらうわけでもないからそこは研究して、ぜひ今年度は終わっちゃったかもしれないんですけども、来年度入学する方たちには先ほどの取り組みが実施できるように、早急に検討していただくことを強く要望しておきたいと思います。

それから、児童虐待防止では、各担当から丁寧に答えていただいて、先日の総務文教委員会でも、嬭恋村はこのような子育てガイドブックもつくって対応しているというお話もあって、この村としては今現在は安心していただけるかなという思いでいますけれども、課長とかの答弁にもありましたように、何かそういう気になることがあったら早急に関係者会議等開いて、やっぱり子供たちの命、人の命を大事にするというところは重点に考えてやっていただきたいと思いますということも、このことは要望しておきたいと思います。

それから、非核平和宣言の村の看板ですけれども、私は、個人的ですけれども、やっぱり一番命を守るということでは非核化とか、それから、戦争もしない、それが一番大事なことだと思って、毎年夏には嬭恋村役場から長野原まで平和のことを訴えながら歩いているわけですけれども、そのときに村長からも言葉をいただいたり、長野原町長からも言葉をいただくときに、どちらの町長さんも村長さんも、本当に非核化は大事だ、二度と戦争が起こらないようにとか、そういう方向にはしていきたいとか、とても励ましの言葉をいただいて、一緒に行進する人たちもさすがだねというふうに感動して、行進を始めるわけですけれども、そういつて行進途中でもそういう核兵器をなくそうというのを訴えながら歩くと、いろいろなところから励ましの言葉をいただいております。

ですから、やっぱりそういう啓蒙活動をするには、首長の姿勢とか、そういうことが大変な重要視されることだと思いますので、村長から広報等でもお知らせするということがありましたけれども、常日ごろから見える場所に非核平和宣言の村というのがあれば、本当に歩く人、子供たち、大人も皆さんが村もちゃんとこうしてやっているんだというところで誇りにもなるし、やっぱり非核化を進めていかなければという思いにもなると思いますんで、この広報活動とともに、非核平和宣言の村という看板もぜひ積極的に庁舎内で討論してやっていただきたいということを訴えておきたいと思います。

先ほど、入学準備金のことは村長の答弁にもありましたけれども、やはりもうちょっと村長のそういう弱いところへの力というところで、もう一度村長の意思を聞きたいというところと、それから、非核平和宣言に対する非核化への村長の熱い思いがありましたら答弁していただきたいというこの2点について、答弁をお願いします。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再質問に対する答弁を求めます。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目の就学援助制度の入学準備金の件でございます。

本来、入学準備するのが4月が入学ですので、1月、2月、3月にはご父兄の方々は準備すると想定できます。できるだけその時期にお支払いができればマッチベターであろうと、私も思うところでございます。準備する段階でお支払いを、たとえ些少でございますけれども、先ほどの答弁の金額が手元に入ることになれば、受け取る側の皆様方も、本来の意味で入学の準備金を手にしたという気持ちになるものだと思っております。

今まではその保護者の方々の収入というのが確定するのがということで先ほどお答えさせていただきましたが、先進事例がほかの地区でもあるということは伺っておるところでございます。議員から太田、館林、桐生市のお話もありましたが、技術的に可能であるならばできるだけそういう方向で検討を進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

核兵器がない社会、これを誰もが目指しておると思っておると私は思います。日本国は世界でただ一つ、現実に核兵器、核爆発が起こった国でございます。この件につきましては、日本人であれば気持ちは同じだと思っておるところでございます。吾妻郡内でも当時の先人の議会の皆様方が各町村で宣言をしておるという現実もあるわけでございます。

看板設置というお話でございましたけれども、今すぐ設置ということはちょっと頭にはご

ございませんでしたが、広報活動ではちょうどこういう北朝鮮の核兵器の問題もあるという状況でございますので、もう一度再確認する意味で広報活動は取り組んでまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子さんの再々質問を許可します。

○8番（伊藤洋子君） 質問というよりも、一つ一つのことで再確認で要望としておきたいと思います。

先ほどの公文書では、村民が要望すれば閲覧できるというのがありましたけれども、その辺については私も広報したいとは思いますが、やっぱり私たちの公文書は村民の財産であるというところで、いつでも申請があったら閲覧できるということなんかも広報していただければと思います。それから、外部委託に関してはくれぐれも慎重にいただき、村民の財産を守る立場をとっていただきたいということを思っております。

それから、入学準備金、とてもしつこいように思いますけれども、やはりどこの自治体があってもペナルティーがないということと、義務づけられているということと、予算が余分に出るということじゃないので、そういうところでは積極的に話し合っ、早期の支給を望みたい、その3点について要望して、私の質問を終わります。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、伊藤洋子さんの一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 零時59分

○議長（滝沢倅明君） 再開いたします。

---

◇ 佐藤鈴江君

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの一般質問を許可します。

佐藤鈴江さん。

〔1番 佐藤鈴江君登壇〕

○1番（佐藤鈴江君） 議長の許可を得ましたので、2点ほど質問をさせていただきたいと思  
います。

ユニバーサル社会の推進について、障害者の視点を持って村づくりを進めていただきたい  
という観点から質問させていただきます。

村民の声から質問させていただきます。「孀恋村はバリア社会だね」と、あるご家庭を訪  
問したときに言われました。都市と農山間地域とでは比べようがありませんが、この村に暮  
らしている障害者にとって、さまざまな点で不自由さを感じています。

2月に行われた平昌パラリンピック大会が閉幕をしましたが、障害のある各国の選手が厳  
しいトレーニングを積み重ね、自身の限界に挑戦する姿は、世界中の人々に勇気と感動を広  
げました。これまで各国は、パラリンピックを契機に障害者スポーツの振興に取り組んでき  
ました。それだけではなく、障害の有無や年齢、性別にかかわらず、多様性を認め合い、  
誰もが個性や能力を発揮できる社会、すなわち、ユニバーサル社会を推進する契機としてき  
ました。

5月には、バリアフリー法の一部改正がありました。2020年東京オリンピック競技大  
会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバ  
リアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる高齢者、障害者等の移動等の円滑  
化の促進に関する法律の一部を改正する法律が6月に施行されたと思います。

ユニバーサル社会は、ハード、ソフト両面から進めていく必要があります。ハード面の対  
策について、孀恋村でも公共施設のあり方が計画され、今後、孀恋会館や村役場庁舎の建設  
なども考えられています。観光協会が入っている建物や地域交流センターなどもバリアフリ  
ーや法改正を踏まえているようには思えません。例えばトイレなども、今後考えている公共  
施設建設では実際に車椅子の方の意見を直接聞いていくなど、高齢者や障害者が移動しやす  
いバリアフリーの村づくりを一貫してリードしていただきたいと思います。

ユニバーサルデザイン2020行動計画では、東京オリンピック・パラリンピックに向け、  
ユニバーサルデザインのまちづくりと障害者への差別や偏見をなくす心のバリアフリーの推  
進が二本柱となっており、それを実現するための考え方は今後村としても村づくりには重要  
なことであり、行動計画では、学校教育や企業の社員教育、観光、外食などのサービス産業  
における接遇の向上など、心のバリアフリーの取り組みにも力を入れています。東京オリ  
ンピック・パラリンピック大会は世界に誇れるユニバーサル社会を実現する大きなチャンスで  
あり、それは東京だけではなく、地域社会の活性化、安全・安心にも資するものです。障害

者が住みやすい社会は、高齢者にとっても健常者にとっても住みやすい社会だと思います。

高齢化率が進む現状では、誰もが障害を持つ可能性があります。近くでは婦恋会館建設が検討に入っています。このような視点での村づくりや公共施設建設に向けてどのように考えているのか村長の見解をお伺いいたします。

次に、婦恋浅間寮の女性棟の建設についてお聞きしたいと思います。

今年度初めてスケートにおける全国募集で2名のスケート選手を婦恋村に向かえることができました。村当局のご尽力に感謝するとともに、今後のあり方についてお聞きします。

平成30年までに県は10クラス減、平成33年までには全県で28クラス減をしていく予定だそうであります。はっきりとした結論は出ていないものの、どこがされるとのことも決まっていな段階だそうですが、婦恋高校、長野原高校の統合の話は当然議論の場になることは間違いない状態だと思います。中学3年生から小学1年生までの生徒数を統計的に見ると、平成44年には1万4,000人程度になり、公立高校の生徒数を2,000人減少することになります。

それまでに何ができるのか、婦恋高校を存続するためにできることは手を打っていく、生徒数減少の中、いかに生徒数を確保していくのが問われ、その一環としてスケートの全国留学がスタートしたものと認識しています。今年度男女ともにスケート選手を迎えるチャンスがありましたが、男子には寮が新設され、女子にも希望者があったが、住むところで不安があり、スケート留学を断念したと聞いております。男子寮だけでは片手落ちであることは否めないと思います。

昨年、担当者より次年度以降、今建設されている場所にもう2ユニット建設し、女子にも対応できるような計画があるとのことでしたが、完成の段階に入って、昨年女子の希望者があった場合に、お試し住宅とかそういったところで対応するということでしたが、やはり完成の段階で男女の差があり、留学を断念したという経過があります。

設備があれば迎えることができたと思います。現在入寮している生徒には大変好評で、保護者にも安心していただけたとのこと。寮母さんたちの対応も非常に真心ある対応をしていただき、村の牽引力なくして実現できなかったことと思います。このことに関しては本当に感謝の思いです。もう一重の支援をお願いするものです。

今後、生徒を確保し、婦恋高校存続のために支援できる一つの手段として、女子寮建設の考えがあるかお伺いいたします。

以上、2点について、村長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

2点の質問がございました。ユニバーサル社会の推進について（障害者の視点をもって村づくりを）という1項目と、もう1点は、孀恋浅間寮の女性棟の建設についての2点でございました。

まず、第1点目のユニバーサル社会の推進についてについてお答えをさせていただきたいと思えます。

いわゆるユニバーサル社会、ユニバーサルデザインというものについては、障害者でありましたロナルド・メイス氏がバリアフリー対応設備の障害者だけの特別扱いに嫌気が差して、最初から多くの方に使いやすいものをつくる設計手法として発明されたと聞いております。そういう中で孀恋村におきましては、昨年の3月、孀恋村公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。この計画にのっとりまして本年度は、村営住宅に関する個別計画を策定してまいりたいと考えておるところでございます。また、今後におきましては、役場の庁舎、あるいは、孀恋会館の建設等について建設をしてまいりたいと考えておるところでございます。

こういう計画がある中でございますけれども、今後、いわゆるユニバーサル社会について対応をどう考えるかというご指摘でございました。ユニバーサル社会の構築やバリアフリー化の推進等は、現代社会における共通した重要課題であると考えております。特に、バリアフリー化の関係は財政再建を重要課題として取り組んできた我が村においては、確かにおくれている部分もあると認識しております。耐震の関係もあり、孀恋会館、役場庁舎等の建てかえは近い将来の必須課題であり、特に孀恋会館につきましては、先般、佐藤議員にもご参加をいただき、区長会、婦人会、若妻会等の各種団体代表を委員とした検討委員会も設置いたしたところでございます。この委員会において、利用者サイドの考え方等をお聞きし、建設案を反映していく計画であります。その際には、エレベーターの設置や障害者用トイレの設置等も当然のことと考えております。利用者にとってより優しい施設となるよう計画していく所存でございます。

その他の公共施設等についても、順次、建てかえ、改革等によりバリアフリー化を推進し、ユニバーサル社会の実現に寄与していく強い決意を持っておりますので、今後とも議員の皆様

様方のご理解とご協力を切にお願いしたいと思います。

第2点目でございます。

今年度から2名の入寮者を迎えた浅間寮でございます。今後のあり方はどうなるのか、現在は男子寮はあるが、女子についてのその受け皿となる女子寮の建設は考えているのかというご質問でございました。

佐藤議員ご指摘のとおり、今年度2名の入寮者を無事迎えることができました。この浅間寮の開設に当たりまして、佐藤議員を初め村議会の皆様には多大なるご理解とご協力をいただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。皆様のご協力をいただき、いいスタートが切れた、いいスタートができたと考えておりますが、今後のことにつきましては、まだまだ関係各位と調整していくべきことがあろうかと考えており、既にその前段として、担当課長より長岡学校長に対しまして、協議の場を設けることについて申し入れをさせていただいておるところでございます。

今後、県立高校である嬭恋高校に地元自治体としてどこまで支援ができるのか、また、どこまでするべきなのか、既にこの吾妻郡内でも展開されており、近い将来必ず訪れる嬭恋高校を絡めた高校再編という大きな課題に対しまして、本村の地域振興にも大きく影響する嬭恋高校の存続について中長期的な論議が必要であろうと考えております。

したがって、議員ご指摘の女子の受け入れに関しましては、現段階で受け入れないと判断をしているわけではございません。利根商などの例から見ましても、男子の受け入れとは比較にならないほどの配慮が必要であることなど、解決をすべき課題が多数あることを踏まえ、今後さらに嬭恋高校や県の教育委員会など関係各位との調整が必要であると考えております。したがって、女子の受け入れのみならず、今後を見据えた検討が必要であると考えているところでございます。

嬭恋高校の卒業生でもあります佐藤議員におかれましては、これまで以上にこのことにかかわっていただき、情報の提供やアイデアなどにつきましてご指導いただき、この浅間寮がより一層の活用が図られますことについて、ご協力いただけますよう改めてお願い申し上げます。ということで、女子の寮につきましては、慎重に今後当局、学校関係者、あるいは県の高校教育課とも協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） この障害者に対しての理解というのは、やはり村を挙げて取り組んで

いく、障害者理解をしていくという社会的な根幹をなすところから啓発活動していかなければならないのだなというふうに感じております。今回、ことし7日に、衆議院本会議で可決成立をしました障害者による文化芸術の創造や鑑賞などを促進する障害者文化芸術活動推進法などが成立されたことは村長はご存じでしょうか。こういったところで、やはりその障害者に関するそういった施策が国においても進められているということで、自治体でもそういった取り組みをされていくよう国としての法律も可決されたわけであります。そういった点からも、しっかりとそのようなことを職員が認識をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

また、このユニバーサル社会ですが、実際に観光案内所等、また地域交流センターで改修がされたわけです。新設と改修がされたわけですけれども、村長はご存じかどうかわかりませんが、その点についてお聞きしたいと思いますが、観光案内所の障害者のトイレについても、例えば外のマークがあるわけですけれども、そこにオストメイトの標識が最初、当初はされていましたが、私のほうで、実際にはオストメイトの設備が整っていないということでこれはおかしいのではないかとということで、しっかりとそこに今度は紙が張られているわけですけれども、そういったそのトイレを建設するに当たっても、実際に現場に当たって施工する段階でそういったところの認識がやはり職員にも欠けているんだというふうに思います。そういったところを実際に現場に聞きますと、看板屋さんに任せたのでということですが、実際の内容とその看板の標識があって、観光客などは要するにマークが入っていれば、それを目掛けてそのトイレを利用したいという方もいらっしゃる、そういったところでそういった視点が欠けているということは事実であります。

また、障害者は当然車椅子等で入られた場合は、物置等、物が置ける、バッグとか、あと膝かけ等が置けるものが必要であります。そういったものも整備されていないという現状があります。それは地域交流センターでも同じ看板が設置をされて、実際にはオストメイトは整備をされていないという現状があります。そういったところを村長は認識をしているかどうかということです。

それと、やはり過去にいろいろ公共施設を改修したり建設をしてきたわけですけれども、デザイン等を優先して、例えば掃除をする場所とか、そういったところはホースがつながらなかったりとか、そういったこともあったかと思っておりますので、そういったところでやっぱり役場の中の女性職員の意見を聞いたり、また実際に障害者の意見を聞くということは今後必要だというふうに思います。そういったところの庁内の情報共有ができていくかどうか、ま

た、設計の段階や現場に立ち会って、女子職員の意見を聞いたり、そういったところを今後していけるかどうか、そういったところについてもお聞きしたいと思います。

また、高校の件に関しては、きょうの上毛新聞で万場高校の野球部が廃部するという記事が載っておりましたけれども、やはり今後生徒数がどんどん減少して、今までは複数校に部員を集めて大会に出ていたようではございますけれども、そういった観点から、やはり嬭恋高校においても部員数を確保するために、今年度の入学した中高一貫で利根商に寮があるために、嬭恋中学校の生徒が利根商のほうの野球部に進学したということもありました。そういった点から、やはりきちんとそういった寮の設備、また、男子だけではなくて、女子もしっかりと手を入れていく、そして、人員確保していくという視点はしっかり大事なんではないかなというふうに思いますので、その辺についてももう一度再度、村長の先ほどの答弁で前向きに検討していただけるということですが、また来年度等にもそういった希望があるというふうに聞いておりますので、その辺のところではいつできるのか、いつそういった検討した結論が出せるのか、その点についてお聞きをしたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まずは、1点目でございます。

オストメイトの件でございますが、オストメイトの表示のところは紙でマークを隠したというご指摘ございました。まことに申しわけございません、私もトイレには入って、中も見ましたが、新幹線等の駅を見ると必ずバリアフリースペース、あるいは、高速道路のトイレ、JTのスペースを見ると、必ず充実した障害者に対するお手洗があるというふうには認識しておりますが、それを見比べますと、中については十二分それだけのスペースもないし、また施設もないということは認識しておるところでございます。

今後におきましては、いわゆるユニバーサル社会、誰もが本当に平等で生きる自分の力を公平に発揮できる社会の実現を目指して、色眼鏡で人間を見るのではなく、誰もが平等に人の尊厳を損なえないような社会を目指して、特にお手洗いという目につくところについては今後しっかり取り組んでまいりたい、こう思っております。お金がプラスでかかるという問題ではない、やるべきことをしっかりやるべき課題であるというふうに思っておりますので、

今後も公共施設の再編計画等においては、必ずそういう方向で庁内の課長会議でもしっかり議論をし、担当部署にもしっかり指示をして取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

孺恋高校の存続の関係でございますけれども、群馬県の教育長さん初め高校教育課の関係する皆様方には、多大なるご理解とご協力をいただき、今日を迎えました。また今回、議会のご承認を得まして、入学に間に合うように孺恋寮ということで、完成をさせていただきました。

今後の動向をよく確認しながら、利根商の施設も見てまいりましたが、64名の生徒のための寮があると。そして、女子がそのうち1名おって、寮に入る前の食堂等の兼務するところは1つであります。そこから寮に入るのについては、1人の女性のために別のところから入るような施設があつて、網でしっかりと区分けはしてあるという実態がございました。施設的に大変なことだと思っておりますが、先ほどのトイレの問題と同じであります。女性も来たい方がいるのであれば、それに対応するべく対応していくべきであると考えております。

その手法といたしまして、例えばですけれども、女性が1人で男性が9人というような状況にもしなれば、それはそれなりに違った手法も検討を加えてみたいというふうにも思っております。女性のほうが3人、5人と、こうふえてくる状況になれば、それなりに入り口を変えた形で必要なのかなとも考えております。

いずれにいたしましても、もうスタートした経緯もございますし、来年度に向かって学校の生徒募集も始まるということであります。全国募集ということでございますので、私たちも、生徒募集に関してもできる協力があるのであれば、全面的に我々も協力をしてまいりたいと思っておりますし、それから、ユニットでつくって、議会の了解も得ておりますので、必要な想定できる人数があるのであれば、早目の建設もまたユニットが必要であると思っております。共有スペースが1カ所できましたので、同じ規模のものをつくると、今度8部屋できるということでございます。

ただし、過日視察した中で、自転車置き場とか倉庫的なもの、あるいは、洗濯を干すものが必要だというご指摘もございましたので、そういうスペースを若干とれば、ユニット形式ですけれども、同じもので8部屋じゃなくて、一部屋スペースはそういうものに活用するのも一つの一案なのかなということも考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、女性の方がもし来る可能性があるということであるならば、当

面はちょっと別の建物といいですか、近くにある村有の施設もあるわけですので、管理方法等もよく協議しながら、校長先生初め高校の関係者ともご協議を開始して対応してまいりたい、こう思っております。

いずれにいたしましても、孺恋高校は何としても存続をするということで、全国募集もお願いしてまいりました。議員の皆様のご理解をいただきながら、みんなで力を合わせてしっかりと前向きに取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再々質問を許可します。

○1番（佐藤鈴江君） ユニバーサル社会に向けての村長の前向きなお話は理解することができましたけれども、当面、孺恋村役場、観光案内所、地域交流センターにおいては、オストメイトの改修をするというのはちょっと厳しいのかなというふうに思ひます。改修をするとなると、かなりの予算が必要であると思ひます。オストメイトに関しては、後々、今後計画的に行っていただくとしても、やはり障害者が車椅子で入ったときに、手荷物を置く場所、そういったものはすぐに用意ができるというふうに思ひますので、孺恋村役場の障害者が使用するトイレ、またそういったところにきちんとその手荷物や膝かけ等が置けるスペース、それは予算もかからずにできると思ひますので、早急な対応をしていただきたいというふうに思ひますが、その点について、村長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

また、障害者の人たちも、またそういった団体の人たちもおりますので、そういう人たちの声をしっかりと耳を傾けて、今後公共施設の建設には取り組んでいただきたいと思ひますし、また私のほうでも、情報提供できることに関しては情報提供していきたいというふうに思ひますので。そして、やはりユニバーサル社会に向けては住民の理解が必要であるということでもありますので、その住民の啓発活動について、村長はどのようにお考えなのか、最後にお聞きをしたいと思ひます。

そして、先ほど、村長、孺恋高校の寮に関しては、近くにそういった対応できる施設があるのでというお話を、今答弁いただいたわけですが、今年度4月に入ってくる、3月希望する生徒に関しては、やはりそういった施設があるので、そういったところを利用できないのかという提案をされたようではありますが、それと現在建っているその寮とではやはりその安全面とか、そういったところで断念をせざるを得ないということをお聞きしていますので、やはり女子とか男子とか、また、男子は今2人ですが、来年に向けては問ひ合わせ等もかなりあるということでもありますので、そういった生徒数を確保するためにも、や

っぱりきちんと期限を持って、どういう考えで建設をしていくのかということをしかりと、ここできょう答弁できなくても、早急に考えていただきたいというふうに思います。

そして、大事なことは、やはりその施設が今後絶対に孀恋高校が統合とかないということはないかもしれませんので、将来的、10年、20年のスパンで考えたときに、そういったもし万が一ということがあったときも、その建物が有効利用できるようなことも視野に入れながらそういった施設を建設していくということも大事だと思います。

私は、もし万が一寮として使えないような状況が発生したときには、やはり高齢化率の上がっていく孀恋村にとっては、そういった施設を利用した、そしてまた別荘地等が存在をして、高齢者がたくさん別荘地にもお越しいただいておりますので、そういった人たちが冬の期間等、住めるような宅老なり、そういったところの施設として利用できるような方向も視野に入れながら、将来的な構想をしかり考えていく必要があると思います。その点に関して、村長が建設をしても、その後、もし万が一というときも有効利用できるようなお考えがあるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 佐藤鈴江さんの再々質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 佐藤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、ユニバーサル社会でお手洗いの件でございました。

関係する皆様方の意見を早急に確認をまたしてみたいと、こういうふうに思っております。また、既にある観光協会のお手洗い、あるいは交流センターのお手洗い、中は見ておりますが、若干のスペースはあると思っておりますので、手荷物等の置く施設、こういうものについては早急に検討を加えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

第2点目でございますが、孀恋高校、孀恋寮の件ですけれども、来年に向けて、もしワンユニットふやすのかふやさないのかは、おおむね遅くとも10月までには結論を出さなければならないと思っております。その間、女性の方の応募者があるということが確定する可能性があるのであれば、それについても庁内ではしかり考えたいと思っております。いずれにいたしましても、高校の募集も始まる時期にきておりますので、しかりとした対応並びに、ユニットですから時間はかからないとは思いますが、もし1ユニットつくるということであれば、遅くとも10月には結論が出ていないとまずいわけでございますので、しかり対応してまいりたいと思っております。先ほど申しましたように、担当と学校のほうで今打ち

合わせも始めておりますので、鋭意議会のほうにもご報告を申し上げますので、またご意見を賜ればと思っております。

いずれにいたしましても、来年度やるのかやらないのかは、もうあと数カ月で方向を定めなければならんと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

将来、万が一というお話がございましたが、議員さんのほうからは以前、つくってももしあれば村営住宅的に活用できる方法もあるであろうというお話もございました。万が一を今から考えることももちろん重要なことだと思っておりますので、高齢化社会の中で対応できる、万が一ですけれども、そういう社会の中で本当に必要なものがうまく活用できるならば、それも一案だと私も思っております。

いずれにいたしましても、女子の応募状況、それから男子生徒の応募状況、まだ伝聞でございますけれども、数名入りたいという方もあるやに伺っておるところでございますが、そういう時間的余裕もございませんので、今からしっかり取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 以上で佐藤鈴江さんの一般質問を終わります。

---

#### ◇ 大 野 克 美 君

○議長（滝沢俣明君） 続いて、大野克美君の一般質問を許可します。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

最初に、ちょっと時間を短くするために、資料が4枚ほど配られている。これを読むと、私がそんな言わなくてもいいわけですから、時間が多少短縮できます。

まず、今回は、海外からの人材確保についてということで、一番最初は、今のバックグラウンドがどうなっているか、それで現状の、あと孺恋村における観光、あるいは介護ですね、農業、これが今どうなって、問題点がどこにあるか、それでどうしたらいいか。こんな形に沿って質問をさせていただきます。

私は、そこに書いてある、最近テレビを見ると、一番衝撃なのは、5月20日、NHKスペシャルで、大変興味深い放映がありました。タイトルは、「縮小ニッポンの衝撃 労働力の激減 そのとき何が」起きるかの番組でした。それで、1,000万人、東京都の人口ぐらいが

とにかく減っていったら、それでこれを、働き手をカバーしているのがとにかく高齢者とか外国人のことであります。

それで、これはいつも私もずっと言ってきたことなんですけれども、この人口減少というのはちょっと甘く見ていると大変なことになるので、今、やっと国会でも認識し出したのは、大げさに言うと、やっぱり人口減少による国家倒産が起きるということにちょっとずつ、今政府もだんだん気づいております。そして、いつもうちの議会でも問題になりますけれども、少子高齢化によってどんどん人が少なくなっていくという、大変な経済にも影響してくるということ。そのようなことをいつも言っています。

それで、この議論は、熊川村長がちょうど選挙、村長になるときに、村長が2つのことをよく言っていたんですけれども、1つは財政再建のこと。それで、もう一つは婦恋村の人口が1万人減ったらどうするんだ、これは大変なことになるということを熊川村長はずっと言っていたわけです。ですから、熊川村長がそれを言っていて、ことしで3期たつから、もう12年あれからたつわけですね。だけれども、この人口問題が全然解決しない。さらに悪化のところを。若い人も全然居つかなくなる。村はどんどん廃れてくるし、活力がなくなってくる。それで、先ほども土屋議員が言っていたのかな、実質的には9,000人、研修生がいますけれども、そういうのを除いて、どんどん少なくなっていくと。

それで、人口減少が与える経済、あるいは将来のところは本当に深刻な問題だと私も思っています。一番は働き手の不足がまず一に起きていますけれども、その次に大きな問題で、今、みんなが考えているのが、支える側の人たちが行かないんで、この社会保障の問題をどうするかということが国で相当今討議されております。

この辺でちょっと婦恋村のまず現状のほうへ戻ると、今、5月のつい2週間ぐらい前だったかな、ここの資料のところに出ていますけれども、「外国人、単純労働にも門戸 政府案」、5月29日、今6月ですから、ちょうど2週間ぐらい前ですか、これ、非常に大きな制度変更で、日本もそろそろ単純労働の受け入れにある程度踏み切るんじゃないかということで、今、政府のほうもこれにやって、そこに書いてあるように、約50万人ぐらいが不足になるということが予想されております。

婦恋村の農業のほうなんですけれども、ことしも随分研修生の方が来てくれてやっているんですけれども、もし婦恋村に研修生がじゃ逆に来なかったらどうなるのかと考えたら、これは大変なことですね。村長も言っていますけれども、大体今外国の人が300人前後ですか、この村にいるんじゃないかと思えますけれども、農業の人が今のところ圧倒的に多いです。

それで、国から言っても、中国だとか、ベトナムだとか、インドネシア、フィリピン、あるいはミャンマーとか、そういう人で。またこれがもうなければ、今、婦恋村の農業も本当にやっていけない。人手がないわけですから、七、八ヘクタール、あるいは10ヘクタールやっても、じゃ半分しかできないということになれば、これは大変なことになります。

ですから、今や農業の問題も、いろいろ売ったり、価格の問題いろいろありますけれども、いかにこの研修生を確保できるかが婦恋村の農業の多分屋台骨にもなっているのではないかなど、私も感じています。ですから、これを何とかしなければいけない。それで、この問題は、いろいろな研修生の方が来るんですけども、何、今、問題を起こしているという、ちょうど終わるぐらいになると、みんな逃げちゃうんですね。なるだけ日本にいたほうがいいし、お金になりますから、またその手配したりする人がいますから、婦恋を終えたら、じゃ東京でもどこかほかに行けばいい、そういう人手不足に乗じて、なかなかそういう人が出てきている、こういうふうな現状で。それで、こいつの問題は何かというと、外国の人を日本に送るとき、その送り出し期間があるんですから、その人たちがかなりいい人でないと問題が後で起き出すんです。ですから、こういうところが今農業の問題においては非常に大きな問題です。

あと、観光がどうなっているかという、観光は大体万座、あるいは草津も全部そうですけれども、大体大手の人たちですと、例えば従業員が100人ぐらいいると、大体二、三十人ぐらいはもう既に大体外国の人が働いているのが現状です。農業と同じように、もしそういう観光、あるいはそういうところでも人手がなかったら、これはやっていけないんですね。ですから、これは大変深刻な問題です。

それで、国内の状況を見ると、農業から今度観光なんですけれども、観光の今の問題というのは、大体今伸びているのは、外国へ行く人の数とか、あるいは、外国の人が日本に来るというのは、ここずっと伸びているんですけども、今度は減っているのが国内同士を旅行したりする。これはもう1年ぐらいずっと減っているんですね。老人の方とか、お金を持っている人も、だんだん余裕がなくなってきましたから、国内を利用するのも大変難しい。最近のところでは、皆さんがよく知っているのは草津とか万座はそこに追い打ちをかけるように、火山の爆発の問題を抱えているわけです。これはいつかはおさまるかもわかんないですけども、一連としてずっとやるのは人手の確保、こういう問題が非常にやっぱり深刻になっています。草津なんかでは、外国人対象のおもてなし学校とかつくられても間に合わないんじゃないとか、そんなことも議論されています。

それで、3番目に介護の状況ですけれども、これ、前に私もよくいろんなところで来んですけれども、先ほど誰かの質問で言っていましたけれども、介護は2025年問題があるんですけれども、このところは何とか乗り切れる。なぜかと言ったら、みんな健康意識が高くなってきて、すごく今健康に注意しているんですね。ですから、団塊の世代の人たちが本当に介護を必要とするのは、2025年からさらに3年ぐらい過ぎた2028年ぐらい。ですから、大体歳で言うと78歳ぐらいか、もしくは、本当に元気な人ですと80歳ぐらいからこういう問題が起きてくる。

ところが、この介護の人材というのは、世界でみんな略奪戦なんですね。私は前にも言いましたけれども、フィリピンあたりへ行っても、介護で日本へ来てくれるような人は、もうほとんどなくなりました。理由は何かという、日本に来るんじゃなくて、外国へ行くと、カナダ、アメリカ、ヨーロッパ、あるいはそういうところへ行くと、大体日本だと20万円前後、でも外国へ行くと35万円ぐらい、そしてあとは家族も呼び寄せていいとか、非常にメリットがあるんですね。言葉も日本語をそんなにできなくてもいいということで、随分改善された。私が言った資料の中にも、ちょっと細かく書いてありましたけれども、日本語のできるレベルはN4ぐらいでいいと書いてある。N4というのは、N1というのが一番いいんですけれども、確実にネイティブみたいにできるんです。5ぐらいになるとだんだんそんなにできなくてもいいけれども、4ぐらいの普通に会話ができればいい、そうすれば日本に来てもいいよという、そういう状況になっています。

ですから、日本は軽く考えて、人材確保できるんじゃないかと言いますけれども、外国のほうから見ると、送り出しのほうから見ると、日本に研修生とかそういうのを送るより、ほかの国へやったほうがはるかにお金になるし、条件がいいということになっていくんですね。ですから、ここでもへまをすると、手を打っておかないと、なければいいんですけれども、じゃ農業の研修生が来ない、あるいは、観光も来にくくなる、介護も来にくくなるといったらば、大変なことになります。ですから、それを早いほど準備しておいたほうがいい。5年やそこらは過ぎるのはもうすぐたっちゃいますので、それを何とか手を打たなければいけないというのが私の問題意識です。

それで、村長に質問なんですけれども、今、そういう海外からの来る人材ですか、これをやったりする専門の課というのはないわけですよ。ですけれども、農業の研修生というのは農林課ですよ、農業に関して。それで、介護は福祉、それで観光はインバウンドとかですよ。それは観光課。こうみんな散らばっているんですね。ですけれども、いずれにしろそ

ういう人手の対策をしておくというのは、とにかく孀恋村にとって非常に重要な課題になりますので、村はぜひ対策を考えて、私、そこに書いておきましたけれども、海外からの人材獲得課というのはちょっと大げさにしても、そこに対する対策室というものをつくって、そして、これから来る5年から、もうちょっと先のことを考えて、今から準備しないともう間に合わないです。

来年は、観光のほうから見ると、八ッ場ダムに水が張ったり、その後は八ッ場ダムも観光のところになってきます。その次に、来年、再来年はもうすぐオリンピックです。そういうことになるし、それからそのときになると、群馬は全体に観光では群馬デスティネーションと言って、これは国がかかってやるわけですから、そういう準備のこと、そういう時代も、もうそれはすぐ来ていますけれども、人材確保だけはもうちょっとで来ますから、村長がよほど覚悟を決めてばさっと何かやらない限りは、これは日本国家が人口減少で倒産するのと同じように、孀恋も本当に活力がない。もう10年ぐらいやっているんですけども、本当に元気ないですよ、正直言って。みんな飲み屋さんから何かにしても、外へ出ていっています。その町が伸びるかどうかというのは、そういう飲み屋さんとか、そういうものが外へ出ていくようだと、その町は廃れると言っているんですね。やくざと飲み屋が出ていくような町は絶対に栄えないと、こう言われている。

ですから、簡単に考えていますけれども、飲み屋さん、そういうのが減っているということは、もうこれはかなり政策の失敗なんです。それはだから村長にも責任はある、私のほうの議員にも責任があるんですけども、これは大変な問題です。

時間が来ますので、とにかくそこに対して、村長、どういうふうに自分が今後の来るところに備えるというか、その方針、覚悟、私が言った課ぐらい、あるいは対策室、どういうふうに考えているのか、ちょっとまず述べてください。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問の通告ののっつてお答えをさせていただきたいと思っております。

質問の通告の内容は、日本全体で人手不足が起こっており、孀恋村でも少子高齢化による各分野での人手不足が心配されている。それに備えて、外国人確保課の課をつくれという考

えはあるのかというのが結論的なご質問でございました。

まず、現在、本村における外国人の状況でございますが、5月末現在で総人口が9,899人で、そのうち391人が外国人でございます。割合で言いますと、約4%が外国人という状況でございます。外国人の内訳といたしましては、日本人の配偶者等で既に定住されている方が43名、農業関係の技能実習生が315名、その他、ワーキングホリデー等を活用して、宿泊施設等でサービス関係に居住されている方が33名という状況でございます。

大野議員のご指摘のとおり、本村におきましては、年々就業者不足が深刻化しております。既に、農業関係では外国人の実習生なしでは農業が成り立たないという状況の現実的な課題もあるわけでございます。孺恋村といたしましても、これまで外国人就労に関し、特区に關しまして県を通じて要請活動を行ってまいりましたが、国会における特区に関する論戦の影響でしょうか、なかなか進まない状況であります。また、3月末日には、県、孺恋村、昭和村三者で要請してまいりましたことにつきましては、認められないという結論があったわけでございます。また国は、この特区での対応について、地域が限定されていることなど制度の限界を踏まえ、いわゆる骨太方針、本日10時に閣議で決定されたと思われませんが、新たな在留資格の創設を検討しておるといふふうに伺っております。

内容といたしましては、一定の技能や日本語能力試験に合格した外国人に最長で5年の在留資格を新たに与えるというものでございます。この日本語能力に関しましては、農業は介護などと比べて会話の期間が少ないことから、それほどの能力を求めないとされ、N2でオーケーということのようでございます。現在の技能実習生制度で3年間の実習をした外国人は、必要な技能や日本語能力を習得しているものとみなし、試験を免除するというところでございます。

このように、国もようやく外国人労働者に門戸を開くという状況でありますので、大野議員ご指摘のとおり、外国人確保課の設置までには至りませんが、今後もこのことに関する国の動向を注視しながら、さらに深刻化が予想される人手不足に対しまして、関係する農協さんや観光業の皆様とも連携を強化し、積極的に対応してまいりたいと考えております。

今後も、大野議員におかれましても、実際の就労現場での情報提供を含め、ご協力をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、国別のことについて若干報告させていただきますけれども、1位、中国人が156名、2位がミャンマー88名、3位、インドネシア62名、4位が台湾16名、5位がベトナム13名、6位がカンボジア、同じく13名というような状況でございます。

いずれにいたしましても、人手不足が深刻化しておることは現実でございます。農協さんのほうからの強い要請を受けております。国会議員の先生方、特に外国の関係に影響力のあ  
る先生方には、農協さんも積極的に陳情に行きたいと、こう申しておりますので、ぜひとも  
連携をしながら、関係する全ての皆様方の意見をよくお伺いしながら進めてまいりたい、こ  
う思いますので、よりご理解とご協力をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひし  
ます。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再質問を許可します。

○12番（大野克美君） 村長のほうから大体答えてもらって、そういう今後に関して、これ、  
農協とか観光協会、あるいは介護、こういう人たちとよく相談して、そして、それに獲得で  
きるように頑張っていくという、そういう話。対策課とするか、それをどこへ置くかはまた  
後で検討してもらいたいと思ひますけれども、いずれにせよ、こういう人手を確保するとい  
うのは非常に重要なことです。

それとあと、村長が言った中で、農業の人は介護ほど日本語がよくなくて、N2でいい  
と言っただけけれども、私の聞き間違いかどうかわかんないですけれども、普通、N1、N  
2というのは、もうかなり高いんですね、レベルが。だから、村長が言ったN2じゃなく  
て、N4じゃないかと思うんだよね。N4というのは、単純にこういう会話が、ちょっとした  
日常会話とかができればいいというぐらいのレベルで、そんな介護とか、そういうところ  
まで、あるいは、1のネイティブみたいに要らないというんで、多分N4じゃないかなと思  
うんで、後で確認しといてもらう。

それとあと、第2で、これをやるんでは、今手をこまねいていると、みんないろんな国が  
もう動いているんです、人材確保に。ですから、もうちょっと積極的にこちらから誰かをち  
ゃんといつも役場なり、あるいは、役場、農協、観光協会、こういうところである程度海外  
から人材を送ってくる、こういう中国、ミャンマー、インドネシア、こういうところの送り  
出し機関の人たちのところを訪ねたり、あるいはそういうところに、いい人材を送ってくれ  
るような、そういう人を積極的にこちらから誰か一人担当でそういうのを回らすとか。もっ  
と理想的に言えば、そういう婦恋役場の出張所が外国にあるぐらいの、そのぐらいの考えの  
ほうがここ四、五年で海外のいい人材を日本にリクルートするには、そのほうがいいと思ひ  
ますので、すぐこれができるかどうかはわかんないですけれども、ぜひ検討項目の中へ入れ  
ておいてほしいということ。

村長はそこで何か考えがあるかどうか、あれば言ってください。なければ検討課題。

以上。

○議長（滝沢倅明君） 村長、どうしますか。答弁しますか。

大野克美君の再質問に対する答弁を求めます。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほど、N2と答えました。大変失礼しました。大野議員のご指摘のとおり、N4でございます。よろしくお願いいたします。おわびを申し上げます。

東南アジアのほうにインバウンドも含めた形で、あちらのほうに群馬県、あるいは長野県、あるいは都道府県はみんなあちらのほうに事務所をつくったりしているのが現実だと思っております。村単独でどうかというご指摘でございますけれども、たまたま東海大学の施設がタイにあるというようなお話、あるいは、インターンシップの関係で婦恋にいかがでしょうかというある提案をいただいたりしておる部分もございます。また、JICAについては、3年間、あごあしを持ちましょうという制度もあるということも勉強中でございます。

いずれにいたしましても、農業並びに観光関係は当面する本当に必要な課題だと思っておりますので、議員の皆様方の認識は一致しておると思っておりますので、真剣に我々も勉強し、また議員の皆さんの意見を確認しながら前に進みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

介護については、まだそれほどのレベルにないと思いますが、いずれにいたしましても、介護も含めて人材の確保が必要だと思っております。そのほか、村では保育士とか、重要な課題、士のつくものはいろいろ人材不足が生じていますので、全体的な人材確保も見ながら、当面する重要課題はぜひとも一生懸命取り組んでまいりますので、議員の皆さんのご意見も賜りながら進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 大野克美君の再々質問を認めます。

○12番（大野克美君） それで、いつもこういう一般質問した後、そのフォローとか、こういうのが終わっちゃうと村長も忘れちゃって、もう一般質問を終えたからというんで気が緩んじゃうのか、継続性がなくなったりしますので、できたらやっぱり2カ月ぐらいに、そのものがどういうふうに展開しているか、どういうふうにまた話し合ってきたか、そういうものをまた報告ください。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） 以上で、大野克美君の一般質問を終わります。

---

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（滝沢俣明君） 日程第2、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議ありませんので、申し出のとおり決定しました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢俣明君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成30年第4回婦恋村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労までした。

閉会 午後 1時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 黒 岩 鹿 二 郎

署 名 議 員 羽 生 田 宗 俊